

奈良市公報

号 外 第 8 号

(平成27年12月後半分)

平成28年 7月12日印刷発行
発行所 奈 良 市 役 所
発行人 奈 良 市 長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 株式会社 春 日

目 次

条 例

- 奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例……………2
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例……………5
- 奈良市税条例の一部を改正する条例……………7
- 奈良市立こども園設置条例等の一部を改正する条例…9
- 奈良市立診療所設置条例及び奈良市立診療所諸料金条例の一部を改正する条例……………9
- 奈良市農林漁業体験実習館条例の一部を改正する条例……………9
- 奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……………10
- 奈良市公民館条例の一部を改正する条例……………15

規 則

- 奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則……………15
- 奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則……………15
- 奈良市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施規則……………16
- 奈良市各種検診実施規則……………25
- 奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………26
- 奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………26
- 奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………26
- 奈良市重度心身障害者老人等医療費助成事業実施規則……………26
- 奈良市精神障害者医療費助成事業実施規則……………30
- 奈良市高齢者日常生活保安用具給付事業実施規則の一部を改正する規則……………50
- 奈良市在宅要介護者紙おむつ等支給事業実施規則……………50
- 奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則……………58
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………64
- 奈良市行政手続における特定の個人を識別するための

番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則……………66

- 奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則……………68
- 奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第3の規則で定める事務及び情報を定める規則……………74

告 示

- 平成27年度奈良市一般会計補正予算等の要領……………74
- 奈良市転害門前観光駐車場の臨時開場……………82
- 一般競争入札の実施……………82
- 開発行為に関する工事の完了……………82
- 都市計画生産緑地地区の変更……………83
- 開発行為に関する工事の完了……………83
- 放置自転車等の保管……………83
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出……………83
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………84
- 一般競争入札の実施……………84
- 街区の区域の変更……………84
- 差押調書等の公示送達……………84
- 放置自転車等の保管（2件）……………85
- 奈良市ムスリム観光客受入促進事業補助金交付要綱……………85
- 一般競争入札の実施……………88
- 指定管理者の指定……………88
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定……………88
- 奈良市在宅要介護者紙おむつ等支給事業実施要綱を廃止する告示……………88
- 奈良市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱を廃止する告示……………89
- 奈良市精神障害者医療費助成金交付要綱を廃止する告示……………89
- 奈良市重度心身障害者老人等医療費助成金交付要綱を廃止する告示……………89
- 開発行為に関する工事の完了……………90
- 事業計画のある道路の指定……………90
- 開発行為に関する工事の完了……………90
- 指定管理者の指定（10件）……………90
- 農用地利用集積計画の縦覧……………93
- 道路の位置指定……………93

○奈良市情報公開条例の運用状況の公表……………	93
○奈良市個人情報保護条例の運用状況の公表……………	94
訓 令 甲	
○奈良市文書取扱規程の一部を改正する訓令……………	95
監 査 委 員	
○定期監査の実施結果……………	97
公 営 企 業	
○奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定……………	98
○奈良市企業局文書取扱規程の一部を改正する規程……………	98
○平成28年度奈良市企業局建設工事等入札参加資格審査 申請要領……………	102
○公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………	105
消 防	
○奈良市消防文書規程の一部を改正する訓令……………	105
教 育 委 員 会	
○奈良市児童生徒就学援助費支給規則……………	107
○奈良市特別支援教育就学奨励費支給規則……………	108

条 例

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第42号

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。
(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。
(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用に係る事務)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務並びに市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる

事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機 関	事 務
1 市長	奈良市子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年奈良市条例第3号）による子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）による市営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）の適用を受けるものを除く。次表において同じ。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	奈良市改良住宅条例（昭和47年奈良市条例第46号）による改良住宅等（住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）の適用を受けるものを除く。次表において同じ。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）によるコミュニティ住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年奈良市条例第4号）によるひとり親家庭等の配偶者のない者及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和47年奈良市条例第12号）による心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	重度心身障害者老人等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	精神障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	在宅の要介護者に対する紙おむつ等の支給に関する事務であって規則で定めるもの
11 教育委員会	児童又は生徒の保護者に対する特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
12 教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）による児童又は生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機 関	事 務	特定個人情報
1 市長	奈良市子ども医療費の助成に関する条例による子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の配偶者のない者及び児童に対する医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例による心身障害者に対する医療費の助成に関する情報（以下「心身障害者医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの

3 市長	奈良市営住宅条例による市営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
4 市長	奈良市改良住宅条例による改良住宅等の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	奈良市コミュニティ住宅条例によるコミュニティ住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の配偶者のない者及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例による心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	重度心身障害者老人等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	精神障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		奈良市子ども医療費の助成に関する条例による子どもに対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者老人等に対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

10 市長	在宅の要介護者に対する紙おむつ等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
11 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事 務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	児童又は生徒の保護者に対する特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	学校教育法による児童又は生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの

（平成27年12月25日掲示済）

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第43号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年奈良市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金	(1) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.73
	(2) 障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	(3) 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88
	(4) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	(5) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	(6) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
2 障害補償年金	(1) 障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	(2) 障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	(3) 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88

	(4) 旧船員保険法による障害年金	0.74
	(5) 旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	(6) 旧国民年金法による障害年金	0.89
3 遺族補償年金	(1) 厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0.80
	(2) 遺族厚生年金等（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
	(3) 遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
	(4) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	(5) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	(6) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

附則第5条第2項の表を次のように改める。

1 障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
2 障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
3 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
4 旧船員保険法による障害年金	0.75
5 旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
6 旧国民年金法による障害年金	0.89

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成27年10月1日から適用する。
（経過措置）
- 新条例附則第5条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 平成24年一元化法第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定に

より読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。）第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおそ

の効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成24年法律第96号）第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合（平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第5条第1項の規定は、適用しない。

- 4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に、この条例による改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

（平成27年12月25日揭示済）

奈良市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第44号

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の5条を加える。

（徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第5条の2 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）をする期間内又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この節において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の市長が指定する月。以下この節において同じ。）ごとに分割し

て納付し、又は納入させる方法とする。

- 2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。
- 3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。
- 4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。
- 5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

（徴収猶予の申請手続等）

第5条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該徴収の猶予を受けようとする金額
- (4) 当該徴収の猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）
- (6) 当該徴収の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、その期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

(3) 当該徴収の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(4) 当該徴収の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、その期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 当該徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(2) 徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(3) 当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

（職権による換価の猶予の手続等）

第5条の4 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予をする期間内又は法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月ごとに分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類（申請による換価の猶予の申請手続等）

第5条の5 法第15条の6第1項に規定する条例で定める

期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予をする期間内又は法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月ごとに分割して納付し、又は納入させる方法とする。

3 第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第5条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第5条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第5条の3第1項第6号に掲げる事項

(2) 第5条の3第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

（担保を徴する必要がある場合）

第5条の6 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予の期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第6条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「行なう」を「行う」に改める。

第7条第2項中「行なう」を「行う」に改める。

第13条第3項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の奈良市税条例（以下「新条例」という。）第5条の2、第5条の3及び第5条の6（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第

6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「平成28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される平成28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「平成28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第5条の4及び第5条の6（平成28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた平成28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第5条の5及び第5条の6（平成28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

（平成27年12月25日揭示済）

奈良市立こども園設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第45号

奈良市立こども園設置条例等の一部を改正する条例（奈良市立こども園設置条例の一部改正）

第1条 奈良市立こども園設置条例（平成26年奈良市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

奈良市立布目こども園	奈良市邑地町40番地	60人
奈良市立柳生こども園	奈良市柳生下町156番地	50人

（奈良市立保育所設置条例の一部改正）

第2条 奈良市立保育所設置条例（平成17年奈良市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の表布目保育園の項及び柳生保育園の項を削る。（奈良市立学校設置条例の一部改正）

第3条 奈良市立学校設置条例（昭和39年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の表幼稚園の部奈良市立大柳生幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（平成27年12月25日揭示済）

奈良市立診療所設置条例及び奈良市立診療所諸料金条例

の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第46号

奈良市立診療所設置条例及び奈良市立診療所諸料金条例の一部を改正する条例

（奈良市立診療所設置条例の一部改正）

第1条 奈良市立診療所設置条例（昭和24年奈良市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条の表に次のように加える。

奈良市立興東診療所	奈良市大柳生町4,254番地
-----------	----------------

第4条第2項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 火曜日、水曜日及び金曜日（奈良市立興東診療所に限る。）

別表に次のように加える。

奈良市立興東診療所	午後1時30分から午後4時まで
-----------	-----------------

（奈良市立診療所諸料金条例の一部改正）

第2条 奈良市立診療所諸料金条例（昭和24年奈良市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第2号中「及び奈良市立都祁診療所」を「、奈良市立都祁診療所及び奈良市立興東診療所」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成27年12月25日揭示済）

奈良市農林漁業体験実習館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第47号

奈良市農林漁業体験実習館条例の一部を改正する条例

奈良市農林漁業体験実習館条例（平成17年奈良市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「茶等の消費宣伝及び高齢者の加工技術を生かす場を提供する」を「地域の活性化及び交流人口の拡大に資する」に改める。

第4条の2及び第5条を次のように改める。

（開館時間及び休館日）

第4条の2 体験実習館の開館時間（RVパークにあっては、利用時間。次項において同じ。）及び休館日は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、体験実習館の開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

（利用の方法）

第5条 体験実習館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また、同様とする。

2 指定管理者は、前項の承認に際し、体験実習館の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。

3 第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、体験実習館の利用を終わったときは、施設等を原状に回復しなければならない。

第5条の次に次の2条を加える。

（利用の不承認）

第5条の2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認をしてはならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設等を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、管理上支障があるとき。

（利用承認の変更等）

第5条の3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき、体験実習館の利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の承認を取り消すことができる。

(1) この条例に違反したとき。

(2) 偽りその他の不正の手段により承認を受けたとき。

別表第1（第4条の2関係）

施設名	開館時間（利用時間）	休館日
食品加工実習室	午前8時30分から午後5時15分まで	木曜日及び12月29日から翌年1月3日まで
和室	午前8時30分から午後5時15分まで	木曜日及び12月29日から翌年1月3日まで
R Vパーク	午後1時から翌日の午前10時まで（連続して2泊以上利用する場合は、利用を始める日の午後1時から利用を終える日の午前10時まで）	—————

別表第2（第6条関係）

施設名	利用料金
食品加工実習室	1日につき 8,000円
和室	1日につき 8,000円
R Vパーク	1台1泊につき 2,500円

附 則

この条例は、平成28年2月1日から施行する。ただし、第4条の2及び第5条の改正規定（第4条の2第1項に係る部分を除く。）、第5条の次に2条を加える改正規定、第6条の次に2条を加える改正規定並びに第7条第1号及び第9条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（平成27年12月25日揭示済）

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第48号

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

(3) 災害その他不可抗力による理由により利用することができなくなったとき、又は利用することが不適当と認められるとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、公益上又は管理上指定管理者が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定により利用の条件の変更若しくは利用の停止又は利用の承認の取消しを受けた者に生じた損害については、市及び指定管理者は、賠償の責めを負わない。
第6条第2項中「1日につき8,000円を超えない」を「別表第2に定める額の」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（利用料金の減免）

第6条の2 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

（利用料金の還付）

第6条の3 既納の利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第7条第1号及び第9条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

附則の次に別表として次の2表を加える。

奈良市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第5項の表において「障害基礎年金」という。）	0.73
2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82 （第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.81）
3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
4 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82 （第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.81）
5 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。）	0.80
6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87

附則第5条第2項中「、当該損害補償」を「、当該年金たる損害補償」に、「から当該損害補償」を「から当該年金たる損害補償」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	(1) 障害厚生年金等	0.86
	(2) 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88

2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	(1) 障害厚生年金等	0.91 （第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.90）
	(2) 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.92 （第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.91）
3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	(1) 障害厚生年金等	0.83
	(2) 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
4 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	(1) 障害厚生年金等	0.89 （第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.88）
	(2) 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.92 （第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.91）
5 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	(1) 遺族厚生年金等	0.84
	(2) 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となつた死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金（以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	(1) 遺族厚生年金等	0.89
	(2) 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となつた死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.92

附則第5条第3項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「年金たる給付の2が支給される」を「法律による年金たる給付の数が2である」に、「、当該年金たる給付」を「、当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	(1) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	(2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	(3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	(1) 旧船員保険法による障害年金	0.83 （第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82）
	(2) 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 （第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82）
	(3) 旧国民年金法による障害年金	0.93 （第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.92）
3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	(1) 旧船員保険法による障害年金	0.74
	(2) 旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	(3) 旧国民年金法による障害年金	0.89
4 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	(1) 旧船員保険法による障害年金	0.83 （第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.81、第2級の障害等級に

		該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82)
	(2) 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82)
	(3) 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.92)
5 遺族補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	(1) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	(2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	(3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
6 遺族補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	(1) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	(2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	(3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.93

附則第5条第4項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、「当該各号に掲げる」の次に「法律による」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が

2である場合にあっては、その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88

附則第 5 条第 6 項中「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第 8 条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表の左欄に掲げる」の次に「当該」を加え、「がこの条例の規定による」を「が当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削る。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の奈良市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成27年10月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 新条例附則第 5 条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に、この条例による改正前の奈良市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）附則第 5 条の規定により新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく年金たる損害補償及び休業補償は、新条例による年金たる損害補償及び休業補償の内払とみなす。

(平成27年12月25日揭示済)

奈良市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第49号

奈良市公民館条例の一部を改正する条例

奈良市公民館条例（昭和39年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表奈良市立伏見公民館の項中「奈良市青野町191番地の 1」を「奈良市青野町二丁目13番 4 号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年 1 月12日から施行する。

(平成27年12月25日揭示済)

規 則

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月22日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第84号

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年奈良市規則第80号）の一部を次のように改正する。

第16条の 2 中「第40条」を「第41条第 4 項」に、「又は第38条第 1 項」を「、第38条第 1 項（法第41条第 4 項において準用する場合を含む。）又は第51条の19第 1 項（法第51条の21第 2 項において準用する場合を含む。）」に改める。

第16条の 4 第 1 項中「第46条第 1 項」の次に「及び第 2 項又は第51条の25第 1 項及び第 2 項」を加え、同条第 2 項中「第46条第 2 項」を「第46条第 3 項」に改める。

第16条の 6 中「第51条」の次に「又は第51条の30第 1 項」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成27年12月22日揭示済)

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月22日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第85号

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年奈良市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第51条の20」を「第51条の20第 1 項（法第51条の21第 2 項において準用する場合を含む。）」に、

「第24条の28」を「第24条の28第1項（同法第24条の29第4項において準用する場合を含む。）」に、「指定特定相談支援事業者 指定障害児相談支援事業者指定申請書」を「指定特定相談支援事業者 指定障害児相談支援事業者指定（更新）申請書」に改め、同条第2項中「及び」を「又は」に、「指定を」を「指定又は更新を」に改める。

別記第1号様式中

「指定特定相談支援事業者 指定申請書」を
「指定特定相談支援事業者 指定（更新）申請書」に、
「指定障害児相談支援事業者 指定（更新）申請書」に、
「係る指定」を「係る指定（更新）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成27年12月22日揭示済)

奈良市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施規則をここに公布する。

平成27年12月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第86号

奈良市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業
実施規則

(目的)

第1条 この規則は、小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、もって児童等の健全育成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「小児慢性特定疾病児童等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る児童等をいう。

(用具の種目等)

第3条 給付の対象となる用具は、別表第1の種目の欄に掲げる用具とし、同表性能の欄に掲げる性能を有するものとする。

(対象者)

第4条 用具の給付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、保護者又は本人が市内に住所を有する別表第1の対象者の欄に掲げる小児慢性特定疾病児童等であって、児童福祉法による施策（小児慢性特定疾病に係る施策を除く。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とならないものに限る。

(申請)

第5条 用具の給付を受けようとする対象者の保護者（以下「申請者」という。）は、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
- (2) 対象者の扶養義務者（扶養義務者のない場合は対象

者）の所得税額を証明できる証票（申請月が1月から6月までは前々年の所得、7月から12月までは前年の所得に係るものとする。）

- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けているときは、生活保護証明書又は中国残留邦人等支援給付に係る証明書

- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同項各号の書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(決定及び通知)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、当該対象者の身体状況、介護の状況、家庭の経済状況、住宅環境等を実地に調査して調査書（別記第2号様式）を作成のうえ、その内容を審査し、用具の給付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により用具の給付を決定したときは、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定通知書（別記第3号様式）に小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券（別記第4号様式）を添えて、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により用具の給付をしないことを決定したときは、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付不承認決定通知書（別記第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

(用具の給付及び負担)

第7条 用具の給付の決定を受けた申請者は、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券を用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に提出し、用具の引渡しを受けなければならない。

2 前項の申請者は、用具の引渡しを受けたときは、当該申請者が用具の給付の決定を受けた日の属する会計年度において、別表第2に定める額を限度に、その用具の購入に要する費用の一部又は全部を当該業者に支払わなければならない。

(管理義務等)

第8条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、又は譲渡し、交換し、転貸し、若しくは担保に供してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対して、用具の給付に要した費用の全部又は一部を返還させることがある。（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、用具の給付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

別表第 1 (第 3 条、第 4 条関係)

種 目	対 象 者	性 能
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡 ^{じよくそう} の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの
ストーマ装具（蓄便袋）	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
ストーマ装具（蓄尿袋）	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの

別表第2（第7条関係）

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費用負担基準額表

世帯の階層区分		徴収基準額	加算基準額
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯	円 0	円 0
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	1,100	110
C 1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	2,250 230
C 2		所得割の額のある世帯	2,900 290
D 1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	2,400円以下	3,450 350
D 2		2,401円から4,800円まで	3,800 380
D 3		4,801円から8,400円まで	4,250 430
D 4		8,401円から12,000円まで	4,700 470
D 5		12,001円から16,200円まで	5,500 550
D 6		16,201円から21,000円まで	6,250 630
D 7		21,001円から46,200円まで	8,100 810
D 8		46,201円から60,000円まで	9,350 940
D 9		60,001円から78,000円まで	11,550 1,160
D10		78,001円から100,500円まで	13,750 1,380
D11		100,501円から190,000円まで	17,850 1,790
D12		190,001円から299,500円まで	22,000 2,200
D13		299,501円から831,900円まで	26,150 2,620
D14		831,901円から1,467,000円まで	40,350 4,040
D15		1,467,001円から1,632,000円まで	42,500 4,250
D16		1,632,001円から2,302,900円まで	51,450 5,150
D17		2,302,901円から3,117,000円まで	61,250 6,130
D18		3,117,001円から4,173,000円まで	71,900 7,190
D19		4,173,001円以上	全額 左の徴収基準額の10%。 ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円

備考

- この表のC 1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C 2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- この表のD 1からD19までの階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定並びに控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。
 - 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで

- (2) 租税特別措置法第41条第 1 項、第 2 項、第 6 項及び第24項、第41条の 2、第41条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項、第41条の19の 2 第 1 項、第41条の19の 3 第 1 項及び第 3 項並びに第41条の19の 4 第 1 項及び第 3 項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条
- 3 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によるものとする。
- 4 同一月内に同一世帯の 2 人以上の小児慢性特定疾病児童等につき日常生活用具の給付を行う場合には、当該各小児慢性特定疾病児童等につき負担させるべき費用の額を決定するものとし、その額は、最初の者についてはこの表の徴収基準額とし、2 人目以降の者についてはいずれもこの表の加算基準額とする。
- 5 徴収基準額又は加算基準額が日常生活用具の給付に要する費用の額を超えるときは、当該費用をもって徴収基準額又は加算基準額とする。
- 6 10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別記

第1号様式（第5条関係）

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者

住 所

氏 名

⑨

給付対象者との続柄 ()

次のとおり、小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付を申請します。

対 象 者	氏 名		男・女	生年月日	年 月 日生 (歳)		
	住 所						
	疾病名						
世 帯 の 状 況	氏 名	続柄	生年月日	職 業	備考 (対象者に対する介護の状況等)		
給付を希望する理由							
現在の住まいの状況	住 宅	1 自宅 2 借家 (貸主の諾否)	浴 槽	1 和式 2 洋式 3 なし	便 器	1 和式 2 洋式 3 携帯用	
現在の介護の状況	入 浴	1 他人の介助を必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭ともしてい ない。 4 自分でできる。	排 便	1 他人の介助を 必要 2 便器 (携帯用) 使用 3 自分でできる。	移 動	1 車いす使用 2 他人の介助を必要 (一部、全部) 3 自分でできる。	
給付を受けたい用具の名称					希望する型式、規模等		
給付上特に希望する事項							
備 考							

添付書類

- 1 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
- 2 対象者の扶養義務者の所得税額を証明できる証票
- 3 生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けているときは、生活保護証明書又は中国残留邦人等支援給付に係る証明書
- 4 その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

調 査 書（小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業）

申請書受理番号 及び年月日		番 年 月 日		申請者 氏 名			対 象 者 との続柄	
対 象 者	氏 名			男・女	生年月日	年 月 日生（ 歳）		
	住 所							
	疾 病 名							
世 帯 員 の 状 況	氏 名	年 齢	対 象 者 との続柄	課 税 状 況			備 考	
世 帯 区 分		1 被保護世帯、中国残留邦人等支援給付受給世帯又は市町村民税非課税世帯 2 市町村民税均等割課税世帯 3 市町村民税所得割課税世帯 4 所得税課税世帯						
住 ま い の 状 況		1 自宅 2 借家 （貸主の諾否）						
給付後の生活の 状況		日常生活動作の状況 （入浴・排便・移動等について該当する 状況に○） 1 自力でできるようになる。 2 一部介助でできるようになる。 3 給付しても変わらない。 （一部介助・全介助） 4 その他（ ）				その他の状況 1 在宅生活が可能になる。 2 その他（ ）		
給 付 の 必 要 の 有 無		有・無		給付する（しない） 理由				
給付する用具名 （含む型式規模 等）		予 定 価 格	円	扶養義務 者が支払 うべき額	円	公費負担 予 定 額	円	
その他特記事項								
年 月 日				調査員 職名 氏名				

印

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定通知書

様

奈良市長



先に申請のありました小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付につきましては、次のとおり決定したので通知します。

給付番号	第 号	給付決定年月日		年 月 日	
対象者氏名			疾 病 名		
給付する用具名 (含む型式規模等)			納入業者名		
			納入業者の住所 (電話)		
価 格	円	扶養義務者が 支払うべき額	円	公 費 負担額	円
注 意 事 項	1 用具は、対象者の扶養義務者がその能力に応じて、費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものですから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払ってください。 2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したりすることはかたく禁じられています。 3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。 。				

⑮は、保護者が記入すること。

第5号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付不承認決定通知書

（申請者） 様

奈良市長



年 月 日に申請がありました小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付につきまして
は、審査の結果、次の理由により給付しないことに決定しましたので通知します。

（理由）

(平成27年12月24日揭示済)

奈良市各種検診実施規則をここに公布する。

平成27年12月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第87号

奈良市各種検診実施規則

(目的)

第1条 この規則は、生活習慣病の予防、がん等の早期発見及び早期治療を促進し、市民の健康保持及び増進を図るため、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2の規定による健康診査及び各種検診（以下「検診」という。）の実施について、必要な事項を定める。

(検診の種類)

第2条 検診の種類は、別表のとおりとする。

(対象者)

第3条 検診を受診することができる者は、本市の住民基本台帳に記録されている者で、別表左欄に掲げる検診ごとに同表右欄に掲げるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市長が特別な事情があると認めたときは、同項に規定する者以外の者であっても検診を受診することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、検診ごとに別に定める者は、検診を受診することができない。

(実施方法)

第4条 検診は、個別検診又は集団検診（両方式の併用を含む。）により実施する。

2 検診を実施する医療機関等（以下「検診機関」という。）、検診の内容、受診回数、実施期間等は、検診ごとに別に定める。

(周知)

第5条 検診に係る周知は、市の広報紙及びホームページにより行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、市長は、検診ごとに、必要に応じて個別に受診票を送付して通知する。

(受診方法)

第6条 検診を受診しようとする者（前条第2項の規定による通知を受けた者を除く。次項において「申請者」という。）は、あらかじめ市長に直接又は電話等でその旨を申し出るものとする。

2 市長は、前項の申出があった場合は、その内容を確認し、受診できる者であると認めたときは、申請者に受診票を送付して通知するものとする。

3 前項の通知又は前条第2項の規定による通知を受けた者（次条第4項の規定による通知を受けた者を含む。）は、受診票を検診機関に提示し、又は提出して受診するものとする。

(費用の負担)

第7条 検診を受診した者（以下「受診者」という。）は、当該検診に要する費用の一部として、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により算定した額

（この告示により算定できない場合にあっては、市長が定める額）の範囲内において別に定める額を負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（以下この条において「該当者」という。）は、受診者負担金を無料とする。この場合において、該当者は、あらかじめ当該各号に該当することを証する書類を市長に提示し、又は提出しなければならない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯（単給世帯を含む。）に属する者

(2) 当該年度分（当該年度分の課税関係が判明しないときは、前年度分）の市区町村民税が非課税である世帯に属する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

3 前項後段の書類は、その事由が公簿等により確認できるときは、提示又は提出を省略することができる。

4 前2項の規定により、該当者が当該各号に該当することを確認したときは、その該当者に無料受診票を送付して通知するものとする。

(検診結果)

第8条 検診機関は、検診の結果について、精密検査等の必要性の有無を付し、速やかに受診者に通知し、又は説明するものとする。

(その他)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

種類	対象者
胃がん検診	35歳以上の者
肺がん検診	40歳以上の者
大腸がん検診	40歳以上の者
乳がん検診	40歳以上の女性
子宮頸がん検診	20歳以上の女性
骨粗しょう症検診	40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳又は70歳の女性
歯周疾患検診	40歳、50歳、60歳又は70歳の者
肝炎ウイルス検診	40歳の者又は41歳以上で過去にこの検診を受けたことがない者で受診を希望するもの
健康診査	40歳以上の医療保険未加入の者（第7条第2項第1号に掲げる者を含む。）

備考 表中の年齢は、当該年度の3月31日までに達する満年齢とする。

(平成27年12月24日揭示済)

奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第88号

奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年奈良市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「市長」を「その他市長」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 住所を証する書類
- (3) 所得の状況を証する書類

第3条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、同項各号の書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付又は提示を省略することができる。

第5条の次に次の1条を加える。

（調査）

第5条の2 市長は、第4条第2項各号に規定する期間中において、第3条第1項の規定による申請をした後の受給者の状況について、受給者から毎年度必要な書類の提出又は提示を求めることができる。この場合において、第3条第2項及び第3項の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（平成27年12月24日揭示済）

奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第89号

奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年奈良市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「市長」を「その他市長」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 住所を証する書類
- (3) 所得の状況を証する書類

第3条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、同項各号の書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付又は提示を省略することができる。

第6条第2項中「第3条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（平成27年12月24日揭示済）

奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第90号

奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則（昭和47年奈良市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「市長」を「その他市長」に改め、同号を同項第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 住所を証する書類
- (5) 所得の状況を証する書類

第3条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、同項各号の書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付又は提示を省略することができる。

第6条第2項中「第3条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（平成27年12月24日揭示済）

奈良市重度心身障害者老人等医療費助成事業実施規則をここに公布する。

平成27年12月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第91号

奈良市重度心身障害者老人等医療費助成事業実施規則

（目的）

第1条 この規則は、重度心身障害老人等が老後において、心身に重度の障害があるため受療の機会が多く、又はひとり親家庭である等の事由から、その者に対し重度心身障害者老人等医療費助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、重度心身障害老人等の心身の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第50条に規定する被保険者（法第55条第1項又は第2項の規定の適用を受ける者を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和47年奈良市条例第12号）第2条第1項各号のいずれかの規定に該当する者

(2) 奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年奈良市条例第4号）第2条第1項各号のいずれかの規定に該当する者

（助成金の額）

第3条 助成金の額は、助成対象者の疾病又は負傷について法その他の法令の規定により医療に関する給付が行なわれた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって助成対象者が負担した一部負担金（以下「一部負担金」という。）又は一部負担金相当額とする。

（助成の申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、重度心身障害者老人等医療費助成申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 申請書を提出する場合においては、次に掲げる書類を添付又は提示しなければならない。

(1) 後期高齢者医療被保険者証及び身体障害者手帳、療育手帳又はひとり親家庭等医療費受給資格証

(2) 住所を証する書類

(3) 所得の状況を証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、同項各号の書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付又は提示を省略することができる。

（助成の決定）

第5条 市長は、申請書を受理した場合において、助成対象者であると認めたときは、重度心身障害者老人等医療費助成受給者台帳（以下「受給者台帳」という。）に登録するものとする。

（助成金の交付）

第6条 市長は、診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は連名簿により、受給者台帳に登録された者（以下「受給者」という。）が一部負担金を支払ったことを確認の上、助成金を交付するものとする。

（調査）

第7条 市長は、第4条第1項の申請をした後の受給者の状況について、受給者から毎年度必要な書類の提出又は提示を求めることができる。この場合において、第4条第2項及び第3項の規定を準用する。

（届出）

第8条 受給者は、次の各号に掲げる事由が発生したときは、速やかに重度心身障害者老人等医療費助成変更届（別記第2号様式）により市長に届け出なければならない。

(1) 受給資格を有しなくなったとき。

(2) 氏名、住所又は申請書に記載した申請者の口座を変更したとき。

(3) 加入医療保険に変更があったとき。

（第三者の行為による被害の届出）

第9条 助成金の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、助成金の支給を受け、又は受けようとする者は、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は

居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を直ちに市長に届け出なければならない。

（受給者台帳の整備）

第10条 市長は、受給者について受給者台帳を作成し、常に記載内容について整理しておかなければならない。

（その他）

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

別記

第1号様式（第4条、第8条関係）

㊟

重度心身障害者老人等医療費助成申請書

受給者番号

次のとおり、重度心身障害者老人等医療費助成資格認定及び助成金の支給を申請します。なお、受給期間中に市長が受給者、配偶者及び扶養義務者の市民税の課税状況を調査すること及び高額医療費が生じる場合に当該療養に係る診療報酬明細書等の写しを医療機関等から徴することを承諾します。

年 月 日
(宛先) 奈良市長

住 所 奈良市

フリガナ

申請者 氏 名

㊟

生年月日 年 月 日

電 話 — —

受給者	氏 名	続柄	性別	生 年 月 日	住所(申請者と異なる場合のみ記入)
	フリガナ		男 女	年 月 日	

申 請 事 由

- 心身障害者になったため
- ひとり親家庭になったため
- 転入
- 後期高齢者医療制度加入
- その他 ()

身障手帳(1・2級) 県・市第 号
療育手帳(A・B) 府・県第 号

事由発生年月日 年 月 日

後 期 高 齢 者 医 療

保険者番号

被 保 険 者
番 号保 険 者
の 名 称

後期高齢者医療広域連合

資 格 認 定
年 月 日

年 月 日

口座振替依頼欄

金融機関名	支 店 名	口 座 番 号	種別	口座名義人
銀 行 信用金庫 農 協	本 店 支 店 出張所		普通 当座 貯蓄	フリガナ
金融機関コード	支店コード			

重度心身障害者老人等医療費助成変更届												
(宛先) 奈良市長												
届 出 者 住 所												
氏 名												
電 話												
次のとおり届け出ます。												
受 給 者 氏 名							生年月日		年 月 日			
1 氏名変更	新							後期高齢者医療被保険者番号				
	旧											
2 住所変更	新	奈良市										
	旧	奈良市										
3 加入医療 保険変更	新	保 険 者 番 号							保 険 者 の 名 称			
	旧	保 険 の 名 称										
4 口座変更	新	金融機関名			支店名			種別	口座名義人			
		銀 行 信用金庫 農 協			本 店 支 店 出張所			普通 当座 貯蓄	フリガナ			
		金融機関コード			支店コード				口座番号			
	旧	金融機関名			支店名			口 座 名 義 人				
銀 行 信用金庫 農 協			本 店 支 店 出張所									
5 資格喪失	理 由	死 亡 転 出 生活保護 その他 ()										
変 更 ・ 喪 失 年 月 日		年 月 日										

(平成27年12月24日揭示済)

奈良市精神障害者医療費助成事業実施規則をここに公布する。

平成27年12月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第92号

奈良市精神障害者医療費助成事業実施規則

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 一般精神障害者医療費助成事業（第4条－第15条）

第3章 後期高齢者精神障害者医療費助成事業（第16条－第26条）

第4章 精神通院精神障害者医療費助成事業（第27条－第33条）

第5章 雑則（第34条－第39条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、精神障害者に対し医療費の一部を助成し、もって精神障害者の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

（事業内容）

第2条 この規則により行われる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 一般精神障害者医療費助成事業
- (2) 後期高齢者精神障害者医療費助成事業
- (3) 精神通院精神障害者医療費助成事業

（定義）

第3条 この規則において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

2 この規則において「助成金」とは、前条各号に掲げる事業による医療費に係る助成金をいう。

3 この規則において「医療機関等」とは、病院、診療所、薬局その他医療機関をいう。

第2章 一般精神障害者医療費助成事業

（助成要件）

第4条 第2条第1号に掲げる事業（以下「一般事業」という。）により医療費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者（生活保護法（昭和25年法律第144号）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の適用を受けて医療が行なわれた者を除く。）で、かつ、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保

険者又は社会保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者であるものとする。

(1) 市内に住所を有する者（病院又は診療所（以下「病院等」という。）に入院し、当該病院等の所在する場所に住所を変更したことにより、本市以外の市町村から当該病院等に入院をする際に本市に住所を変更したと認められる者を除く。）

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害等級が1級である者

（住所地特例）

第5条 病院等に入院をしたことにより、当該病院等の所在する場所に住所を変更したと認められる者であって、当該病院等に入院をする際に本市に住所を有していたと認められるもの（本市以外の市町村に所在する病院等に入院した者に限る。）は、前条第1号に規定する本市内に住所を有する者とみなす。ただし、2以上の病院等に継続して入院をしている者については、国民健康保険法第116条の2第2項の例による。

（適用除外）

第6条 第4条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、一般事業による医療費の助成を受けることができない。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 奈良市子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年奈良市条例第3号）により医療費の助成を受けることができる者（同条例第1条の2第3号に規定する就学児（以下「就学児」という。）を除く。）

(2) 奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年奈良市条例第4号）により医療費の助成を受けることができる者

(3) 奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和47年奈良市条例第12号）により医療費の助成を受けることができる者

（助成の範囲）

第7条 一般事業による医療費の助成は、対象者（第4条の規定に該当する者（前条の規定により助成を受けることができないこととされた者を除く。）をいう。以下この章において「対象者」という。）の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって対象者が負担した自己負担金の額から次に掲げる額を控除した額に相当する助成金を対象者に支給して行うものとする。

(1) 健康保険法第85条第2項に規定する食事療養標準負担額及び同法第85条の2第2項に規定する生活療養標準負担額に相当する額

(2) 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額

(3) 医療機関等（保険薬局を除く。）の診療報酬明細書

(訪問看護療養費明細書を含む。)又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに500円。ただし、14日以上入院に係る医療費については、1,000円
(受給資格証の交付申請)

第8条 一般事業による医療費の助成を受けようとする者は、奈良市一般精神障害者医療費受給資格証交付(更新)申請書(別記第1号様式。以下この章において「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 国民健康保険法に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証
- (2) 精神障害者保健福祉手帳
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第54条第3項に基づく自立支援医療受給者証(精神通院)の交付を受けた者にあつては、当該受給者証
- (4) 住所を証する書類
- (5) 所得の状況を証する書類

2 市長は、前項の規定により添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(受給者証の交付)

第9条 申請書を受理した市長は、前条第1項の規定による申請をした者が対象者に該当すると認めるときは精神障害者医療費受給資格証(別記第2号様式。以下「受給資格証」という。)を交付するものとし、対象者に該当しないと認めるときはその理由を付し、奈良市一般精神障害者医療費受給資格証交付申請却下通知書(別記第3号様式)により通知するものとする。

2 市長は、申請書の提出がない場合においても、対象者に該当すると認めるときは、受給資格証を交付することができるものとする。

3 受給資格証の交付を受けた者(以下「受給資格者」という。)は、受給資格証の有効期間が満了した場合には、当該受給資格証を直ちに市長に返還しなければならない。

4 受給資格者は、医療機関等において医療を受ける際に受給資格証を提示しなければならない。

(受給資格証の更新申請)

第10条 受給資格証の有効期間は、受給資格証が交付された日から精神障害者保健福祉手帳の有効期限までとする。

2 受給資格者は、受給資格証の更新を受けようとするときは、前項に規定する受給資格証の有効期限までに、申請書に第8条第1項各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

3 第8条第2項及び前条の規定は、前項の規定による受給資格証の更新申請があつた場合について準用する。

(受給資格証の再交付)

第11条 受給資格者は、受給資格証を破損し、又は失ったときは、奈良市一般精神障害者医療費受給資格証再交付

申請書(別記第4号様式)により市長に再交付を申請することができる。

2 受給資格証を破損した場合の前項の申請書には、当該受給資格証を添えなければならない。

3 受給資格者は、受給資格証の再交付を受けた後、失った受給資格証を発見したときは、直ちにこれを市長に返納しなければならない。

(支給方法)

第12条 助成金の支給を受けようとする受給資格者は、奈良市精神障害者医療費助成金(一般・後期高齢者)交付請求書(別記第5号様式。以下「交付請求書」という。)に領収書その他の自己負担金を医療機関等で支払ったことが明らかとなるものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受給資格者が奈良県内の医療機関等で診療を受ける際に受給資格証を提示した場合において、当該医療機関等から提供される情報に基づき奈良県国民健康保険団体連合会から市長に当該診療に係る自己負担金その他助成金の算定に必要な事項が通知されたときは、受給資格者から市長に前項の規定による交付請求書の提出があつたものとみなす。

(助成金の交付)

第13条 市長は、前条の規定による交付請求書の提出があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは助成金を交付し、不適当と認めるときは奈良市精神障害者医療費助成金(一般・後期高齢者)交付請求却下通知書(別記第6号様式。以下「却下通知書」という。)により通知するものとする。

(調査)

第14条 市長は、第10条第1項に規定する有効期間中において、第8条第1項の申請をした後の助成金を交付される者の状況について、受給資格者から毎年度必要な書類の提出又は提示を求めることができる。この場合において、第8条の規定を準用する。

(届出)

第15条 受給資格者は、氏名、住所、加入医療保険若しくは口座の変更又は障害等級の変更若しくは資格喪失があつたときは、受給資格証に奈良市一般精神障害者医療費助成金変更届(別記第7号様式)を添えて速やかに市長に届け出なければならない。

第3章 後期高齢者精神障害者医療費助成事業

(助成要件)

第16条 第2条第2号に掲げる事業(以下「後期高齢者事業」という。)により医療費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者(生活保護法又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の適用を受けて医療が行なわれた者を除く。)で、かつ、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)第50条に規定する被保険者(高齢者医療確保法第55条第1項又は

第2項の規定の適用を受ける者を含む。)であるものとする。

(1) 本市内に住所を有する者(病院等に入院し、当該病院等の所在する場所に住所を変更したことにより、本市以外の市町村から当該病院等に入院をする際に本市に住所を変更したと認められる者を除く。)

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害等級が1級である者

(住所地特例)

第17条 病院等に入院をしたことにより、当該病院等の所在する場所に住所を変更したと認められる者であって、当該病院等に入院をする際に本市に住所を有していたと認められるもの(本市以外の市町村に所在する病院等に入院した者に限る。)は、前条第1項第1号に規定する本市内に住所を有する者とみなす。ただし、2以上の病院等に継続して入院をしている者については、国民健康保険法第116条の2第2項の例による。

(適用除外)

第18条 第16条の規定にかかわらず、奈良市重度心身障害者老人等医療費助成事業実施規則(平成27年奈良市規則第91号)により医療費の助成を受けることができる者は、後期高齢者事業による医療費の助成を受けることができない。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(助成の範囲)

第19条 後期高齢者事業による医療費の助成は、後期高齢者事業の対象者(第16条の規定に該当する者(前条の規定により助成を受けることができないこととされた者を除く。))をいう。以下この章において「対象者」という。)の疾病又は負傷について高齢者医療確保法その他の法令の規定により医療に関する給付が行なわれた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって対象者が負担した自己負担金の額から次に掲げる額を控除した額に相当する助成金を対象者に支給して行うものとする。

(1) 健康保険法第85条第2項に規定する食事療養標準負担額及び同法第85条の2第2項に規定する生活療養標準負担額に相当する額

(2) 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額

(3) 医療機関等(保険薬局を除く。)の診療報酬明細書(訪問看護療養費明細書を含む。)又は高齢者医療確保法に定める療養費支給申請書ごとに500円。ただし、14日以上入院に係る医療費については、1,000円

(受給資格の認定申請)

第20条 後期高齢者事業による医療費の助成を受けようとする者は、奈良市後期高齢者精神障害者医療費受給資格認定(更新)申請書(別記第8号様式。以下この章において「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 高齢者医療確保法に基づく被保険者証

(2) 精神障害者保健福祉手帳

(3) 障害者総合支援法第54条第3項に基づく自立支援医療受給者証(精神通院)の交付を受けた者にあっては、当該受給者証

(4) 住所を証する書類

(5) 所得の状況を証する書類

2 市長は、前項の規定により添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(受給資格の通知)

第21条 申請書を受理した市長は、これを審査し、前条第1項の規定による申請をした者が対象者に該当すると認めたときは、奈良市後期高齢者精神障害者医療費受給資格認定通知書(別記第9号様式)を交付するものとし、対象者に該当しないと認めるときはその理由を付し、奈良市後期高齢者精神障害者医療費受給資格認定申請却下通知書(別記第10号様式)を交付するものとする。

2 市長は、前条の規定による申請書の提出がない場合においても、対象者に該当すると認めるときは、前項の受給資格認定通知書を交付することができるものとする。

(受給資格の認定の更新申請)

第22条 後期高齢者事業の受給資格の認定期間は、受給資格が認定された日から、精神障害者保健福祉手帳の有効期限までとする。

2 後期高齢者事業の受給資格認定を受けた者(以下「受給認定者」という。)は、受給資格認定の更新を受けようとするときは、前項に規定する受給資格認定の有効期限までに、申請書に第20条第1項各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

3 第20条第2項及び前条の規定は、前項の規定による受給資格認定の更新申請があった場合について準用する。

(支給方法)

第23条 助成金の支給を受けようとする受給認定者は、交付請求書に領収書その他の自己負担金を医療機関等で支払ったことが明らかとなるものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、奈良県後期高齢者医療広域連合から市長に自己負担金その他助成金の額の算定に必要な事項が送付されたときは、後期高齢者事業による助成金の支給を受けようとする者から市長に同項の規定による交付請求書の提出があったものとみなす。

(助成金の交付)

第24条 市長は、前条の規定による交付請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは後期高齢者事業による助成金を交付し、不適当と認めるときは却下通知書により通知するものとする。

(調査)

第25条 市長は、第22条第1項に規定する認定期間中において、第20条第1項の申請をした後の助成金を交付される者の状況について、受給認定者から毎年度必要な書類の提出又は提示を求めることができる。この場合におい

て、第20条の規定を準用する。

(届出)

第26条 受給認定者は、氏名変更、住所変更、加入医療保険変更、口座変更、資格喪失が生じたときは、受給資格証に奈良市後期高齢者精神障害者医療費助成金変更届（別記第11号様式）を添えて速やかに市長に届け出なければならない。

第4章 精神通院精神障害者医療費助成事業 (助成要件)

第27条 第2条第3号に掲げる事業（以下「精神通院事業」という。）により医療費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者（生活保護法又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の適用を受けて医療が行なわれた者を除く。）で、かつ、障害者総合支援法第58条（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する医療（以下「精神通院医療」という。）に限る。）の規定により公費負担された国民健康保険法の規定による被保険者、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者医療の被保険者又は社会保険各法の規定による被扶養者のうち医療費を自己負担したものとす。ただし、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者医療の被保険者及び70歳以上の前期高齢者であって国民健康保険の被保険者又は社会保険各法の被扶養者のうち医療費を自己負担したが、公費負担が発生しなかった場合もこれに含むものとする。

- (1) 市内に住所を有する者（病院等に入院し、当該病院等の所在する場所に住所を変更したことにより、本市以外の市町村から当該病院等に入院をする際に本市に住所を変更したと認められる者を除く。）
- (2) 社会保険各法の規定による被扶養者に対する助成については、その者の加入する社会保険等の被保険者の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が、その者の加入する社会保険等の被保険者の扶養親族等の有無及び数に応じて、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第52条により読み替えられた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第53号）第1条の規定による改正前の国民年金法施行令（昭和34年政令第184号。次項において「旧国民年金法施行令」という。）第6条の4第3項に規定する額を超えない者

2 前項第2号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、旧国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定の例による。

(住所地特例)

第28条 病院等に入院をしたことにより、当該病院等の所在する場所に住所を変更したと認められる者であって、当該病院等に入院をする際に本市に住所を有していたと

認められるもの（本市以外の市町村に所在する病院等に入院した者に限る。）は、前条第1項第1号に規定する本市内に住所を有する者とみなす。ただし、2以上の病院等に継続して入院をしている者については、国民健康保険法第116条の2第2項の例による。

(適用除外)

第29条 第27条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、精神通院事業により医療費の助成を受けることができない。

- (1) 奈良市子ども医療費の助成に関する条例により医療費の助成を受けることができる者（同条例第1条の2第2号に規定する乳幼児又は同条第4号に規定する児童（以下「児童」という。）で外来療養に係る助成を受けているもの及び就学児のうち児童を除くものを除く。）
- (2) 奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例により医療費の助成を受けることができる者（外来療養に係る助成を受けている者を除く。）
- (3) 奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例により医療費の助成を受けることができる者
- (4) 奈良市重度心身障害者老人等医療費助成事業実施規則により医療費の助成を受けることができる者
- (5) 一般事業又は後期高齢者事業により医療費の助成を受けることができる者

(助成の範囲)

第30条 精神通院事業による医療費の助成は、精神通院事業の対象者（第27条の規定に該当する者（前条の規定により助成を受けることができないこととされた者を除く。）をいう。以下この章において「対象者」という。）の疾病について国民健康保険法、社会保険各法、高齢者医療確保法その他法令の規定により医療に関する給付が行なわれた場合における医療費であって、障害者総合支援法第58条の規定により公費負担された精神通院医療に係る医療費のうち、当該法令の規定によって対象者が負担した自己負担金の額から法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額を控除した額に相当する額とする。ただし、対象者が高齢者医療確保法の規定による後期高齢者医療の被保険者及び70歳以上の前期高齢者であって国民健康保険の被保険者又は社会保険各法の被扶養者のうち医療費を自己負担したが、公費負担が発生しなかった場合もこれに含むものとする。

(支給方法)

第31条 助成金の交付を受けようとする者は、奈良市精神通院精神障害者医療費助成金交付申請書（別記第12号様式。次条において「申請書」という。）に次に掲げる書類及び領収書その他の自己負担金を医療機関等で支払ったことが明らかとなるものを添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、対象者の保護者等が本人に代わって医療費を負担したときは、受診月1月分につき一度を限度として助成金の交付を申請できるもの

とする。

- (1) 社会保険各法の規定による被扶養者にあつては、第27条第1項第2号に該当することを明らかにすることができる書類及び社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証又は加入者証の写し
- (2) 障害者総合支援法第54条第3項に基づく自立支援医療受給者証（精神通院）の写し
- (3) 奈良県障害者自立支援医療費自己負担上限額管理票の写し
- (4) 住所を証する書類
- (5) 所得の状況を証する書類

2 市長は、前項の規定により添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（助成金の交付）

第32条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつた場合は、審査の上適当と認めるときは奈良市精神通院精神障害者医療費助成金交付決定通知書（別記第13号様式）により通知するとともに助成金を交付するものとし、不適当と認めるときは奈良市精神通院精神障害者医療費助成金交付申請却下通知書（別記第14号様式）により通知するものとする。

（調査）

第33条 市長は、第31条第1項の申請をした後の助成金を交付される者の状況について、受給資格者から毎年度必要な書類の提出又は提示を求めることができる。この場合において、第31条の規定を準用する。

第5章 雑則

（受給台帳の整備）

第34条 市長は、助成内容等について台帳を作成し、常に記載内容について整理しておかなければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第35条 助成金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（助成金の返還）

第36条 偽りその他不正の手段によって助成金の支給を受けた者があるときは、市長は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（損害賠償との調整）

第37条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

（報告）

第38条 市長は、医療費の助成に関し必要があると認めるときは、第2条各号に掲げる事業により医療費の助成を受ける者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

（その他）

第39条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

別記

第1号様式（第8条、第10条関係）

精

奈良市一般精神障害者医療費受給資格証交付（更新）申請書

受 給 者 番 号					

次のとおり、奈良市一般精神障害者医療費受給資格証の交付及び助成金の支給を申請します。なお、申請に当たり、以下のことを確認し、同意します。

- ・本受給資格申請の審査を受けるために必要な、所得等の情報を閲覧・使用すること。
- ・療養の給付に係る自己負担金について高額療養費の支給を受けることができる場合、被保険者証、精神障害者医療費受給資格証及び当該診療に係る診療報酬明細書等について、医療機関等が写しを徴し、奈良市長に提出すること。
- ・本助成金の支給について、既に受給した助成金の差額に関する相殺を受けること。

年 月 日
(宛先) 奈良市長

住 所 奈良市

申請者	フリガナ
	氏 名
	生年月日 年 月 日
	電 話 ー ー

受給者	氏 名	続柄	性別	生 年 月 日	住所（申請者と異なる場合のみ記入）
	フリガナ		男	年 月 日	
			女		

申 請 事 由	加 入 医 療 保 険			
1 精神障害者保健福祉手帳1級を取得	記 号		番 号	
2 転入	被 保 険 者 氏 名		受 給 者 と の 続 柄	
3 医療保険加入	被 保 険 者 住 所			
4 その他（ ）	保 険 者 番 号			
精神障害者保健福祉手帳1級 奈良県第 号	保 険 の 名 称			
事由発生年月日 年 月 日	資 格 認 定 年 月 日	年 月 日		

口 座 振 替 依 頼 欄									
金 融 機 関 名		支 店 名		口 座 番 号		種別		口 座 名 義 人	
銀 行 信用金庫 農 協		本 店 支 店 出張所				普通 当座 貯蓄		フリガナ	
金融機関コード		支店コード							

第2号様式（第9条関係）

（表）

精神障害者医療費受給資格証									
公費負担者番号									
受給者番号									
受給者	住所								
	氏名								
	生年月日								
有効期間		年		月	日	から			
		年		月	日	まで			
発行機関係名及び		奈良市長							
交付年月日		年		月	日				
(注) 奈良県外で受診する場合は、自己負担額を支払う際、領収書を受け取って市の窓口へ直接申請してください。									

（裏）

注意事項

- この証は、健康保険証を使って受診した際の医療に係る自己負担支払額について、助成を受けることができる証ですから大切に保持してください。
- 県内の保険医療機関等において診療を受ける場合は、健康保険証（被保険者証）に添えてこの証を必ず窓口提出してください。
また、自立支援医療受給者証をお持ちの方は、指定自立支援医療機関で診療を受ける場合、自立支援医療受給者証も必ず併せて窓口提出してください。
- 受給者資格がなくなつたときは、速やかにこの証を奈良市長に返してください。
- 氏名又は居住地に変更があつたときは、14日以内にこの証を添えて奈良市長にその旨を届け出てください。
- 加入している医療保険又はその内容に変更があつたときは、14日以内に奈良市長にその旨を届け出てください。
- この証を破つたり、汚したり又は失つたりしたときは、再交付を受けてください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として処分の対象となります。

有効期間を経過したときは、この証を使用することはできませんので、速やかに奈良市長に返してください。

第3号様式（第9条関係）

第 年 月 号
年 月 日

様

奈良市長

印

奈良市一般精神障害者医療費受給資格証交付申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった奈良市一般精神障害者医療費受給資格証交付申請については、下記の理由により申請を却下しましたので通知します。

（理由）

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第4号様式（第11条関係）

奈良市一般精神障害者医療費受給資格証再交付申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

次のとおり受給資格証の再交付を申請します。

フリガナ	
申請者氏名	
生年月日	年 月 日
住 所	
電話番号	

フリガナ	
受給者氏名	
受給者生年月日	年 月 日
受給資格証番号	
申請理由	☐ 破損 ☐ 紛失 ☐ その他

(注) 再交付を受けた後、紛失した受給資格証を発見したときは、速やかに返納してください。

再交付日 年 月 日

第 5 号様式（第12条、第22条関係）

奈良市(一般・後期高齢者)精神障害者医療費助成金交付請求書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

請求者 住 所 奈良市

氏 名 印

電 話 - -

金 円

ただし、年 月分 医療費助成金を上記のとおり交付されるよう請求します。

受給者番号		受給者氏名	生年月日 年 月 日	
医療保険 名 称		医療保険 記号番号	記号	番号

医療 機 関 等 の 領 収 証 を 添 付 し て く だ さ い	※ 入院の状況 入院期間 (年 月 日 ~ 年 月 日)				
	医療機関名	日数	総点数	自己負担額	一部負担金
		日	点	円	円
	※ 通院の状況				
	① 医療機関名	日数	総点数	自己負担額	一部負担金
		日	点	円	円
	② 医療機関名	日数	総点数	自己負担額	一部負担金
		日	点	円	円
	③ 医療機関名	日数	総点数	自己負担額	一部負担金
		日	点	円	円
④ 医療機関名	日数	総点数	自己負担額	一部負担金	
	日	点	円	円	
⑤ 医療機関名	日数	総点数	自己負担額	一部負担金	
	日	点	円	円	
合 計	日数	総点数	自己負担額	一部負担金	
	日	点	円	円	

【 自己負担額 】 【 高額療養費 】 【 一部負担金 】
(円) - (円) - (円) = 支給額 円

※欄は記入しないでください。

医療費助成金の請求権は5年・高額療養費は2年で時効になります。

第6号様式（第13条、第24条関係）

第 年 月 日
号

様

奈良市長

印

奈良市(一般・後期高齢者)精神障害者医療費助成金交付請求却下通知書

年 月 日付けで請求のあった精神障害者医療費助成金交付請求については、下記の理由により請求を却下しましたので通知します。

(理由)

(注)余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第7号様式（第15条関係）

奈良市一般精神障害者医療費助成金変更届																		
年 月 日																		
(宛先) 奈良市長																		
届 出 者 住 所																		
氏 名 ㊞																		
電 話 - -																		
次のとおり届け出ます。																		
受 給 者 氏 名						生年月日	年 月 日											
1 氏名変更	新						受給者番号											
	旧																	
2 住所変更	新	奈良市																
	旧	奈良市																
3 加入医療 保険変更	新	記 号				番 号												
		被 保 険 者 氏 名					受 給 者 と の 続 柄											
		保 険 者 番 号				保 険 の 名 称												
	旧	保 険 の 名 称																
4 口座変更	新	金融機関名			支店名			種別	口座名義人									
		銀 行 信用金庫 農 協			本 店 支 店 出張所			普通	フリガナ									
								当座										
	金融機関 コード					支 店 コ ー ド					貯蓄	口座番号						
	旧	金融機関名			支店名			口 座 名 義 人										
		銀 行 信用金庫 農 協			本 店 支 店 出張所													
5 資格喪失	理由	死亡 転出 生活保護 後期加入 手帳の等級変更 その他 ()																
変 更 ・ 喪 失 年 月 日	年 月 日																	

第8号様式（第20条関係）

⑥

奈良市後期高齢者精神障害者医療費受給資格認定（更新）申請書

受 給 者 番 号							

次のとおり、奈良市後期高齢者精神障害者医療費資格認定及び助成金の支給を申請します。なお、申請に当たり、以下のことを確認し、同意します。

- ・本受給資格申請の審査を受けるために必要な、所得等の情報を閲覧・使用すること。
- ・本助成金の算出のため、精神障害者医療費受給資格（後期高齢者）の情報を奈良県後期高齢者医療広域連合に提供すること。
- ・本助成金の算出のため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療の給付に関する情報を利用すること。
- ・本助成金の支給について、既に受給した助成金の差額に関する相殺を受けること。

年 月 日
(宛先) 奈良市長

住 所 奈良市

申請者 フリガナ

氏 名 ⑥

生年月日 年 月 日

電 話 - -

受給者	氏 名	続柄	性別	生 年 月 日	住所（申請者と異なる場合のみ記入）
	フリガナ		男 女	年 月 日	

申 請 事 由	
1 精神障害者保健福祉手帳1級を取得したため	
2 転入	
3 後期高齢者医療制度加入	
4 その他（ ）	
精神障害者保健福祉手帳（1級） 奈良県第 号	
事由発生年月日 年 月 日	

後期高齢者医療							
保険者番号							
被保険者番号							
保 険 者 称 の 名 称	奈良県 後期高齢者医療広域連合						
資 格 取 得 日 年 月 日	年 月 日						

口座振替依頼欄							
金 融 機 関 名	支 店 名		口 座 番 号		種別	口 座 名 義 人	
銀 行 信用金庫 農 協	本 店 支 店 出張所				普通 当座 貯蓄	フリガナ	
金融機関コード			支店コード				

第9号様式（第21条関係）

第 年 月 号
年 月 日

様

奈良市長

印

奈良市後期高齢者精神障害者医療費受給資格認定通知書

年 月 日付けで申請のあった奈良市後期高齢者精神障害者医療費受給資格認定申請については、次のとおり認定したので通知します。

記

受給資格の認定期間

年 月 日から
年 月 日まで

第10号様式（第21条関係）

第 年 月 号
日

様

奈良市長

印

奈良市後期高齢者精神障害者医療費受給資格認定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった奈良市後期高齢者精神障害者医療費受給資格認定申請については、下記の理由により申請を却下しましたので通知します。

（理由）

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第11号様式（第26条関係）

奈良市後期高齢者精神障害者医療費助成金変更届

年 月 日

（宛先）奈良市長

届 出 者 住 所

氏 名 ㊞

電 話 — —

次のとおり届け出ます。

受 給 者 氏 名					生年月日	年 月 日													
1 氏名変更	新					後期高齢者医療被保険者番号													
	旧																		
2 住所変更	新	奈良市																	
	旧	奈良市																	
3 加入医療 保険変更	新	保 険 者 番 号					保 険 者 の 名 称												
	旧	保 険 の 名 称																	
4 口座変更	新	金融機関名				支店名				種別	口座名義人								
		銀 行 信 用 金 庫 農 協				本 店 支 店 出張所				普通 当座	フリガナ								
	金融機関 コード								貯蓄	口座番号									
	金融機関名				支店名					口 座 名 義 人									
	旧	銀 行 信 用 金 庫 農 協				本 店 支 店 出張所													
5 資格喪失	理由	死亡 転出 生活保護 手帳の等級変更 その他（ ）																	
変 更 ・ 喪 失 年 月 日	年 月 日																		

第12号様式（第31条関係）

（表面）

奈良市精神通院精神障害者医療費助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

（申請者）

住所

氏名

電話番号

対象者との続柄

次のとおり精神障害者通院医療費助成金の交付を申請します。

申請に当たり、対象者の助成金交付要件の確認及び助成金額の決定に関し必要な調査を行うことに同意します。

申請額 金 円

申 請 者 記 入 欄	対 象 者	氏 名	男・女		生年 月 日	年 月 日			
		住 所	奈良市						
	加 入 医 療 保 険	被保険者証 の 種 別	国保・社保扶養・後期高齢		付加給付等 の 有 無	有 (円) ・ 無			
		被保険者証 の 写 し	☐ 被保険者証の写しあり（下記の記入は不要です。） ☐ 被保険者証の写しなし（下記に記入の上、保険者証を提示し、確認を受けてください。）						
		被 保 険 者 氏 名				被保険者証 記号・番号	記号	番号	
		保 険 者 番 号 及 び 名 称	番号			資 格 取 得 (認 定)	年 月 日		
	支 払 希 望 金 融 機 関	☐ 初めての申請 ☐ 前回申請時と異なる口座 ☐ 前回申請時と同じ口座（下記の記入は不要です。）							
		金融機関名				支 店 名			
		口 座 番 号	普 通 当 座					(フリガナ) 口座名義人	
	添 付 書 類	☐ 医療費自己負担額を証する書類（下記のいずれか） ☐ 領収書及び自立支援医療費自己負担上限額管理票 ☐ 医療機関等での証明（下記の証明をもらってください） ☐ 医療保険者証の写し（添付できない場合は保険者証を提示し、確認を受けてください。） ☐ 自立支援医療受給者証の写し ☐ 社保扶養の場合、被保険者の所得を証する書類（初回及び毎年8月分申請時） ☐ 支払希望金融機関の通帳の写し（初回及び金融機関の変更がある場合）							

※ 受診月1月分をまとめて申請してください。（1月分を複数回に分けて申請できません。）

医 療 機 関 等 記 入 欄	年 月 分	総点数	内自立支援医療費（精神通院） 負担点数	自立支援医療費（精神通院）に 係る自己負担額
		点	点	円
	上記のとおり診療し、自己負担額を領収しました。 年 月 日 医療機関等 所在地 名 称 氏 名			

記入欄が足りない場合は、裏面を使用してください。

(裏面)

医 療 機 関 等 記 入 欄	年 月 分	総点数	内自立支援医療費（精 神通院）負担点数	自立支援医療費（精 神通院）に係る自己負担 額
		点	点	円
上記のとおり診療し、自己負担額を領収しました。				
年 月 日				
医療機関等 所在地 _____				
名称 _____				
氏名 _____ 印				

第13号様式（第32条関係）

第 号
年 月 日

奈良市長



奈良市精神通院精神障害者医療費助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった精神通院精神障害者医療費助成金については、審査の結果、病院等で支払われた自己負担金の内 円を助成することに決定したので通知します。

なお、支払いについては、年 月 日に指定された金融機関の預金口座に振込の手続きをしましたのでお知らせします。

第14号様式（第32条関係）

第 年 月 号
年 月 日

様

奈良市長

印

奈良市精神通院精神障害者医療費助成金交付申請却下通知書

年 月 日付けで請求のあった奈良市精神通院精神障害者医療費助成金交付申請については、下記の理由により請求を却下しましたので通知します。

(理由)

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

(平成27年12月24日揭示済)

奈良市高齢者日常生活保安用具給付事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第93号

奈良市高齢者日常生活保安用具給付事業実施規則の一部を改正する規則

奈良市高齢者日常生活保安用具給付事業実施規則（平成3年奈良市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「心身状況書」を「対象者の心身状況書」に改め、同条第2号中「市外から転入した者にあつては」を削り、同条に次の1号を加える。

(3) 申込者の住所を証する書類

第3条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項各号の書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(平成27年12月24日揭示済)

奈良市在宅要介護者紙おむつ等支給事業実施規則をここに公布する。

平成27年12月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第94号

奈良市在宅要介護者紙おむつ等支給事業実施規則
(目的)

第1条 この規則は、在宅の寝たきり又は認知症等の要介護者に対し、紙おむつ、尿とりパット及びおむつカバー（以下「紙おむつ等」という。）を支給することにより、当該要介護者及びその家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 紙おむつ等の支給を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「要介護者」という。）とする。

(1) 本市に住所を有すること。

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定において要介護度4又は5と認定され、常時失禁状態にあること。

(3) 在宅で介護されていること。

(4) 本人及びその同居の家族が当該年度分（支給月が1月から6月までの場合にあっては、前年度分。次条及び第11条において同じ。）の市区町村民税の所得割が課されていないこと。

(支給の申請)

第3条 紙おむつ等の支給を受けようとする者は、紙おむつ等支給申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を

添えて、原則として要介護者の住所地を担当する地域包括支援センターを経由のうえ、市長に提出しなければならない。

(1) 世帯（要介護者及びその同居の家族をいう。以下同じ。）全員の当該年度分の市区町村民税の課税状況を証明できる証票

(2) 世帯の住所を証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同項各号の書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(支給の決定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、支給することを決定したときは紙おむつ等支給決定通知書（別記第2号様式）により、支給しないことを決定したときは紙おむつ等不支給決定通知書（別記第3号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(支給の開始)

第5条 紙おむつ等の支給は、次に定める日から開始するものとする。

(1) 第3条の申請書を受理した日が15日以前のときは、その月の16日

(2) 第3条の申請書を受理した日が16日以後のときは、翌月の1日

(支給の方法)

第6条 紙おむつ等は、市長が別に定める方法により、支給決定の通知を受けた者（以下「支給決定者」という。）に1箇月分を毎月支給するものとする。この場合において、前条第1号に該当する支給決定者の初回支給分については、次条第1項各号に掲げる支給枚数の半数とする。

(支給の内容)

第7条 紙おむつ及び尿とりパットの種類及び1箇月分の支給枚数は、次のとおりとし、支給決定者が希望するその1種類を支給する。

(1) 紙おむつ フラットタイプ 120枚

(2) 紙おむつ テープ式パンツタイプ 60枚

(3) 紙おむつ リハビリパンツタイプ 30枚

(4) 尿とりパット レギュラータイプ 240枚

(5) 尿とりパット ワイドタイプ 120枚

(6) 尿とりパット レギュラータイプ 180枚

ワイドタイプ 30枚

2 おむつカバーは、原則として紙おむつフラットタイプの支給を受けている支給決定者が希望する場合に支給するものとし、その支給枚数は年3枚を限度とする。

(課税状況等の調査)

第8条 市長は、毎年7月1日を基準日として、支給決定者の属する世帯の課税状況を調査するものとする。

2 市長は、必要があると認めたときは、要介護者の要介護度を調査するものとする。

(受給資格の喪失)

第9条 市長は、次に掲げるときは、支給決定者の受給資格を喪失させるものとする。

- (1) 要介護者が死亡したとき。
- (2) 要介護者が市外へ転出したとき。
- (3) 要介護者の要介護度が3以下となったとき。
- (4) 要介護者が市区町村民税所得割課税世帯に属したとき。

2 市長は、次条第2号から第4号までの規定による届出がないときは、支給決定者の受給資格を喪失させることがある。

(住所変更等の届出)

第10条 支給決定者又はその家族は、次に掲げるときは、速やかに変更事項届出書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号又は第2号に該当したとき。
- (2) 要介護者が住所を変更したとき。
- (3) 要介護者が入院し、又は施設に入所したとき。
- (4) 要介護者が退院し、又は施設から退所したとき。

(支給の停止等)

第11条 市長は、第8条第1項の規定に基づく調査の結果、当該世帯が当該年度分の市区町村民税の所得割課税世帯と判明したときは、紙おむつ等の支給をその年の8月1日から翌年の7月31日まで停止し、紙おむつ等支給停止通知書（別記第5号様式）により支給決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により紙おむつ等の支給を停止した支給決定者について、第8条第1項の規定に基づく調査の結果、当該世帯が当該年度分の市区町村民税の所得割が課されていない世帯となったことが判明したときは、紙おむつ等の支給をその年の8月1日から開始するものとし、紙おむつ等支給停止解除通知書（別記第6号様式）により支給決定者に通知するものとする。

3 市長は、前条第3号の届出を受けたときは、当該入院又は施設入所の日の属する月の翌月から紙おむつ等の支給を一時停止することがある。

4 市長は、前条第4号の届出を受けたときは、当該退院又は施設から退所した日の属する月から紙おむつ等の支給の一時停止を解除するものとする。

(紙おむつ等の返品)

第12条 市長は、第10条第1号及び第3号に掲げる場合において、未使用の紙おむつ等があるときは、支給決定者に対し、これの返品を求めることがある。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

別記

第1号様式（第3条関係）

紙おむつ等支給申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住 所
氏 名 印
(要介護者との続柄)
電話番号 ー

次のとおり紙おむつ等の支給を受けたいので、申請します。

要 介 護 者	住 所	奈良市		
	フリ 氏 ガナ 名	-----	性 別	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日 (歳)		
	要介護度	要介護 (4 ・ 5)	電話番号	ー
世帯 状 況 ・ 介 護 者 等	氏 名	続 柄	住 所	連 絡 先

希望する種類とサイズ (1箇月につき、いずれか1種類)

1 紙おむつ フラットタイプ 【月120枚】
※おむつカバー【年3枚】 ☐ 希望する(S・M・L・LL) ☐ 希望しない

2 紙おむつ テープ式パンツタイプ 【月60枚】(S・M・L)
3 紙おむつ リハビリパンツタイプ 【月30枚】(S・M・L)
4 尿とりパット レギュラータイプ 【月240枚】
5 尿とりパット ワイドタイプ 【月120枚】
6 尿とりパット レギュラータイプ 【月180枚】+ワイドタイプ【30枚】

※市外からの転入者は、世帯全員の当該年度分の市区町村民税所得割が非課税であることが証明できる証票を添付してください。

承 諾 書

紙おむつ等の支給決定及び次年度以降の資格要件確認のために必要があるときは、奈良市において、要介護者の住民情報、要介護度及び世帯の市県民税課税状況を調査することについて承諾します。また、支給を受けるに当たって必要があるときは、各関係機関に要介護者の情報を提示することについても承諾します。

年 月 日

要介護者氏名 _____ 印

介護者 氏名 _____ 印

(要介護者との続柄)

経由機関： 担当者： TEL ー	地域包括支援センター受付欄	市 受 付 欄
地域包括支援センター 確認欄 -----		

第 2 号様式（第 4 条関係）

紙おむつ等支給決定通知書

第 年 月 日
様

奈良市長 印

奈良市在宅高齢者紙おむつ等支給事業実施規則に基づく紙おむつ等の支給について、
次のとおり決定したので通知します。

要介護者	氏名	年 月 日 (歳)		
	住所			性別
支給開始 年 月 日	年 月 日			
支給内容	紙おむつ又は 尿とりパット	種類	月 枚	
	おむつカバー			

注意事項

- 紙おむつ又は尿とりパットは、毎月 1 箇月分を、直接又は郵送によりお届けします。
ただし、16 日開始の場合は、初回分のみ半月分となります。
- 要介護者に、入院、施設入所、死亡や住所変更等の事由が生じたときは、速やかに市役所に届け出てください。

第3号様式（第4条関係）

紙おむつ等不支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長 印

年 月 日をもって紙おむつ等支給申請がありましたが、下記の理由により支給することができないので通知します。

理 由	
-----	--

注意事項 上記の理由で示された事由が消滅したときは、再度申請して下さい。

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第4号様式（第10条関係）

変更事項届出書

（宛先）奈良市長

住所
届出者
氏名

要介護者との続柄

電話

決 定 番 号	第 号		
要 介 護 者	氏 名		
	住 所		
変更内容	1 死亡	年	月 日
	2 転出	年	月 日
	3 入院・入所	年	月 日
	4 転居	年	月 日
	転居先住所		
	電話		

第5号様式（第11条関係）

紙おむつ等支給停止通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長 印

年 月 日から開始した紙おむつ等の支給を、下記の理由により停止いたしますので、通知します。

要介護者	氏 名		年 月 日 (歳)	
	住 所		性 別	
停止理由				

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の
教示を記載する。

第6号様式（第11条関係）

紙おむつ等支給停止解除通知書

第 年 月 日 号

様

奈良市長



奈良市在宅高齢者紙おむつ等支給事業実施規則に基づく紙おむつ等の支給停止について、次のとおり解除することと決定したので通知します。

要介護者	氏名		年 月 日 (歳)	
	住所			性別
支給再開 年 月 日	年 月 日			
解除理由				
支給内容	紙おむつ又は 尿取りパット	種類	月	枚
	おむつカバー			

(平成27年12月24日揭示済)

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第95号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市税条例施行規則（昭和46年奈良市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第9号中「第328条の11第4項」を「第328条の11第5項」に改め、同条第10号中「第48条の9の8第1項」を「第48条の9の9第1項」に改め、同条第11号中「第48条の9の9」を「第48条の9の10」に改め、同条第12号から第14号までの規定中「第48条の9の8第4項」を「第48条の9の9第4項」に改める。

別記第3号様式中「昭和」を削り、

相続人	氏 名 (名 称)	を

別記第32号様式中「昭和」を削り、

本（納税義務者）	住 所 (所在地)	
	フリガナ	
	氏 名 (名 称)	明・大・昭 年 月 日 生 男・女 [㊞]
代理人	住 所	
	氏 名	明・大・昭 年 月 日 生 男・女 [㊞]

本（納税義務者）	住 所 (所在地)	
	フリガナ	
	氏 名 (名 称)	年 月 日 生 男・女 [㊞]
	個人番号又は法人番号	
代理人	住 所	
	氏 名	年 月 日 生 男・女 [㊞]

相続人	氏 名 (名 称)	に改める。
	個人番号又は法人番号	

別記第14号様式中

「氏名又は名称 印 を

「氏名又は名称 印 に改める。
個人番号又は法人番号」

別記第20号様式中「昭和」を削り、

「氏 名 ㊞ を
(名 称) 」

「氏 名 ㊞ に改める。
(名 称)
個人番号又は法人番号 」

別記第34号様式中「昭和」を削り、
「氏 名 ⑩」を
(名 称) 』
「氏 名 ⑩」
(名 称) に改める。
個人番号又は法人番号 』

別記第38号様式及び第39号様式中
「住 所 ⑩」を
氏 名 ⑩』
「住 所 ⑩」
氏 名 ⑩ に改める。
個人番号 』

別記第40号様式（表）中「平成」、「明・大・昭・平」及び
「明・大
昭・平」を削り、

寡婦（寡夫）・ 勤労学生控除	寡婦（寡夫） 控除	死別・生死不明 離婚・未帰還	勤労学生控除	(学校名)
障害者控除	氏名		種別・程度	・ 級 度
	氏名		種別・程度	・ 級 度

を

⑩寡婦・寡夫	死別・生死不明 離婚・未帰還	年 月 日	⑩勤労学生控除	(学校名)
⑩障害者控除	氏名		身体・精神・療育・()	級 程度
	氏名		身体・精神・療育・()	級 程度

に改め、

同様式（裏）中

「 4 事業・不動産所得に関する事項」を

「 4 事業（営業等・農業）・不動産所得に関する事項
(収支内訳書を添付して下さい。)」に改め、

「明・大
昭・平」を削る。

別記第52号様式中

「 退 職 の 日 が 一 月 一 日 か ら 四 月 三 十 日 ま で の 間 に つ い て は 、 本 人 か ら の 申 出 が
な い 場 合 で あ っ て も 、 必 ず 残 税 額 を ま と め て 徴 収 し て く だ さ い 。
を 削 り 、

所在地 (住所)		を
-------------	--	---

所在地 (住所)		に、
個人番号又は法人番号		

個人番号		を
------	--	---

宛名番号		に、
------	--	----

生年月日	年 月 日生	を
------	--------	---

生年月日	年 月 日生	に改め、
個人番号		

旧特別徴収処理欄	年度	月分以降 の月割額は	1 特別徴収義務者（区）を変更	点検	及び
			2 普通徴収へ切替		
			3 一括徴収		
			4 その他		
年度	月分以降 の月割額は	1 特別徴収義務者（区）を変更	点検		
			2 普通徴収へ切替		
			3 一括徴収		

A	B	C	D	E	F	を削る。

別記第57号様式（表）中

氏名（名称） 代表者氏名 印		⑩	特別徴収 指定番号		を
----------------------	--	---	--------------	--	---

氏名（名称） 代表者氏名 印		⑩	特別徴収 指定番号		に改める。
個人番号又は法人番号					

別記第58号様式中

特別徴収 指定番号		を
--------------	--	---

特別徴収 指定番号		に、
個人番号又は法人番号		

「第48条の9の9」を「第48条の9の10」に改める。

別記第64号様式中

法人番号	を	宛名番号	に、
	04	を	督促手数料 04 に改める。

別記第65号様式中

法人番号	を	宛名番号	に改める。

別記第66号様式中

※ 法人番号	を	※ 宛名番号	に、

本店所在地	〒		を
		電話 () -	

法人番号		
本店所在地	〒	に、
		電話 () -

☐ 単独法人 ☐ 分割法人 ☐ 登記のみ	を
--	---

☐ 単独法人 ☐ 分割法人（2以上の市町村に事務所有）	に、
--	----

奈良市従業員数	を	市内事務所従業員数	に、
人		人	

(フリガナ)		を
連結親法人の名称		

連結親法人の法人番号		
(フリガナ)		に、
連結親法人の名称		

添付書類	☐ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し ☐ 合併契約書、分割計画書、分割契約書の写し ☐ 事業年度等が確認できる定款等の写し ☐ 連結法人関係の法人税書類の写し ☐ 株主総会議事録の写し ☐ その他 ()
------	---

備考	関連税理士 氏 名 連 絡 先 電話 () -	を
----	-----------------------------------	---

備考		
添付書類	☐ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し ☐ 事業年度等が確認できる定款等の写し ☐ 株主総会議事録の写し ☐ 合併契約書、分割計画書、分割契約書の写し ☐ 連結法人関係の法人税書類の写し ☐ その他 ()	関連税理士 氏 名 連 絡 先 電話 () -

に改める。

別記第66号様式の2中

※ 法人番号	を	※ 宛名番号	に、
--------	---	--------	----

本店所在地	〒	電話 () -	を
-------	---	----------	---

法人番号	
本店所在地	〒
	電話 () -

に、

所在地	本店 事務所 送付先	を	所在地	本店 送付先	に、
-----	------------------	---	-----	-----------	----

「本店移転後、奈良市に事務所等は 有・無・登記のみ」を「本店移転後、奈良市に事務所等は 「有・無」(いずれかに○をしてください)」に、「上記の廃止等したもの以外に奈良市に事務所等は 有・無」を「上記の廃止等したもの以外に奈良市に事務所等は 「有・無」(いずれかに○をしてください)」に、

資本金			年 月 日	を
-----	--	--	-------	---

資本金の額又は 出資金の額			年 月 日	に改める。
その他 ()			年 月 日	

別記第67号様式及び第68号様式中

「住 所
氏 名

(印) を

「住所又は所在地
氏名又は名称

(印) に改める。

個人番号又は法人番号

別記第74号様式の2(表)及び第74号様式の3(表)中「昭和」を削り、

「氏名又は名称

(印) を

「氏名又は名称

(印) に改める。

個人番号又は法人番号

別記第85号様式中

身体 障害 者等	住 所			
	フリガナ			
	氏 名			
	電 話		生年月日	年 月 日

を

身体 障害 者等	住 所			
	フリガナ			
	氏 名			
	電 話		生年月日	年 月 日
納 税 義 務 者 氏 名 (名 称)			個人番号又 は法人番号	

に改める。

別記第86号様式中

納税義務者	住所（所在地）		を
	氏名（名 称）		

納税義務者	住所（所在地）		に改める。
	氏名（名 称）		
	個人番号又は法人番号		

別記第112号様式及び第113号様式中

「氏名（名 称）
⑩」を

「氏名（名 称）
⑩」に改める。
個人番号又は法人番号

別記第118号様式中「昭和」を削り、

「氏 名
（名称）
⑩」を

「氏 名
（名称）
⑩」に改める。
個人番号又は法人番号

別記第123号様式の 2 中

代 表 者 氏 名	⑩	を
-----------	---	---

代 表 者 氏 名	⑩	に改める。
個人番号又は法人番号		

別記第124号様式中

氏名又は名称		を

氏名又は名称	個人番号又は法人番号	に改める。

別記第124号様式の 2 中「昭和」を削り、

「氏名（名 称）
⑩」を

「氏名（名 称）
⑩」に改める。
個人番号又は法人番号

別記第124号様式の 4 中「昭和」を削り、

代 表 者 名		を
---------	--	---

代 表 者 名		に改める。
個人番号又は法人番号		

別記第125号様式及び第126号様式中

「住所
氏名」を
印

「住所（所在地）
氏名（名称）
個人番号又は法人番号」
印 に改める。

別記第128号様式中

フリガナ		この申告 に回答す る者	係名 (局番)	を
氏名(名称)	印		氏名	
フリガナ				
法人の代表者氏名	印			

フリガナ		この申告 に回答す る者	係名 電話() -	に改める。
氏名(名称)	印		氏名	
個人番号又は法人番号				
フリガナ				
法人の代表者氏名	印			

別記第129号様式中

氏名又は名称	印	を
--------	---	---

氏名又は名称	印	に改める。
個人番号又は法人番号		

別記第130号様式中

フリガナ		この申告に 回答する者	係名 (局氏名番)	を
氏名(名称)	印			

フリガナ		この申告に 回答する者	係名 電話() -	に改める。
氏名(名称)	印		氏名	
個人番号又は法人番号				

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。ただし、別記第52号様式の改正規定は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市税条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成27年12月25日揭示済)

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第96号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年奈良市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第2条の5第2号中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改める。

別記第4号様式中「治ゆ」を「治癒」に改め、同様式の〔注意事項〕の3中「6医師」を「6 医師」に改め、同様式の〔注意事項〕の4を次のように改める。

- 4 「5 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、請求する休業補償と同一の事由により条例附則第5

条第2項の表の左欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□」の被保険者である。」の□に✓印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及別記第4号様式の2中

「氏 名」を

「氏 名 年 月 日生（ ）歳」に改め、同様式の「注意事

項」の2を次のように改める。

2 「7 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、請求する傷病補償年金と同一の事由により条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□」の被保険者である。」の□に✓印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなつた場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

別記第5号様式中「治 ゆ」を「治 癒」に改め、同様別記第7号様式中

1 死に事 関する 職員の	を	1 死 亡職員 に関する 事項	に、	3 請求者 及び遺 族補償 年金を 受ける 遺族	を	3 請 求者及 び遺族 補償年 金を受 けるこ とがで きる遺 族	に、
				4 既に遺 族補償 年金を 受けて いる者		4 既 に遺族 補償年 金を受 けてい る者	

「請求者が1人」を「受給権者が1人」に、「請求権者の数」を「受給権者の数」に改め、同様式の「注意事項」の2中「3請求者」を「3 請求者」に改め、同様式の「注意事項」の3中「4既に」を「4 既に」に、「2請求」を「2 請求」に改め、同様式の「注意事項」の4を次のように改める。

4 「7 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、死亡職員又は請求者が条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□」の被保険者であつた。」の□に✓印

び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第2項の表の左欄に掲げる年金たる給付を受けることとなつた場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

式の「注意事項」の2中「3既存」を「3 既存」に改め、同様式の「注意事項」の3を次のように改める。

3 「6 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、請求する障害補償年金と同一の事由により条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□」の被保険者である。」の□に✓印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなつた場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなつた場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

別記第7号様式の「注意事項」の5中「支給」を「給付

」に改め、同様式の「注意事項」の5(9)中「、その者」を「その者」に、「、また」を「。また」に改める。

別記第12号様式の「注意事項」の4中「譲り渡し又は株式会社日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合を除き」を「譲り渡したり」に改め、同様式の「注意事項」の6中「年金の額の変更の場合を除き」を削り、「、この証書」を「この証書」に改め、同様式の「注意事項」の7中「、障害の現状」を削り、同様式の「注意事項」の9中「審査会」を「公務災害補償等審査会」に改める。

別記第13号様式中「障害の現状報告書」を「障害の現状報告書(傷病補償年金)」に、「社会保険事務所等」を「年金事務所名等」に改め、同様式の「注意事項」の3中「4障害」を「4障害」に改め、同様式の「注意事項」の4中「5日常生活」を「5日常生活」に改め、同様式中「病棟内」を「病院内」に改める。

別記第13号様式の2中「障害の現状報告書」を「障害の現状報告書(障害補償年金)」に、「治ゆ」を「治癒」に、「社会保険事務所等」を「年金事務所名等」に改め、同様式の「注意事項」の3中「4障害」を「4障害」に改め、同様式の「注意事項」の4中「5日常生活」を「5日常生活」に改め、同様式中「病棟内」を「病院内」に改める。

別記第14号様式中「昭和」を削り、「社会保険事務所等」を「年金事務所名等」に、「第13条」を「第3条」に改め、同様式の「注意事項」の1中「ないこと」を「ない」に改め、同様式の「注意事項」の3中「かこむ」を「囲む」に改める。

別記第20号様式中「昭和」を削り、「社会保険事務所等」を「年金事務所名等」に、「続き柄」を「続柄」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、平成27年10月1日から適用する。

(平成27年12月25日揭示済)

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則をここに公布する。

平成27年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第97号

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市行政手続における特定の個人

を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奈良市条例第42号。以下「条例」という。)別表第1の規定に基づき、同表の規則で定める事務を定めるものとする。

(条例別表第1の規則で定める事務)

第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

(1) 奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年奈良市規則第40号。以下この条において「規則」という。)第3条第1項の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 規則第5条の2の受給者の状況の調査に関する事務

(3) 規則第7条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第3条 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、奈良市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施規則(平成27年奈良市規則第86号)第5条第1項の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第4条 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

(1) 奈良市営住宅条例(昭和61年奈良市条例第14号。以下この条において「条例」という。)第8条の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務

(2) 条例第12条第5項の敷金又は条例第17条第6項(条例第20条の2第2項、第28条第2項又は第30条第3項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは共益費の徴収猶予又は減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(3) 条例第17条第3項、第28条第1項又は第30条第1項の家賃の決定に関する事務

(4) 条例第18条第1項の収入の申告又は同条第3項の意見の申出(以下この号において「申告等」という。)の受理、その申告等に係る事実についての審査又はその申告等に対する応答に関する事務

(5) 条例第22条第1項若しくは第23条第1項の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(6) 条例第26条第1項又は第2項の認定に関する事務

(7) 条例第26条第3項の意見の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務

(8) 条例第29条第1項本文、第34条第1項又は第38条第1項の明渡し請求に関する事務

(9) 条例第29条第1項ただし書の明渡し請求の猶予又は同条第4項の明渡しの期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対す

る応答に関する事務

(10) 条例第31条のあっせん等に関する事務

(11) 条例第33条第1項の収入状況の報告の請求等に関する事務

(12) 条例第35条の入居の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務

(13) 条例第38条の4の3第4項の駐車場敷金又は条例第38条の4の5第3項の駐車場の使用料の徴収猶予又は減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(14) 奈良市営住宅条例施行規則（昭和61年奈良市規則第14号）第11条の家賃の額の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第5条 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

(1) 奈良市改良住宅条例（昭和47年奈良市条例第46号）第5条第1項において準用する奈良市営住宅条例（以下この条において「準用奈良市営住宅条例」という。）第8条の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務

(2) 準用奈良市営住宅条例第12条第5項の敷金又は準用奈良市営住宅条例第17条第6項（準用奈良市営住宅条例第20条の2第2項又は第28条第2項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは共益費の徴収猶予又は減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(3) 準用奈良市営住宅条例第17条第3項又は第28条第1項の家賃の決定に関する事務

(4) 準用奈良市営住宅条例第18条第1項の収入の申告又は同条第3項の意見の申出（以下この号において「申告等」という。）の受理、その申告等に係る事実についての審査又はその申告等に対する応答に関する事務

(5) 準用奈良市営住宅条例第22条第1項若しくは第23条第1項の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(6) 準用奈良市営住宅条例第26条第1項の認定に関する事務

(7) 準用奈良市営住宅条例第26条第3項の意見の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務

(8) 準用奈良市営住宅条例第31条のあっせん等に関する事務

(9) 準用奈良市営住宅条例第33条第1項の収入状況の報告の請求等に関する事務

(10) 準用奈良市営住宅条例第38条第1項の明渡しの請求に関する事務

(11) 準用奈良市営住宅条例第38条の4の3第4項の駐車場敷金又は準用奈良市営住宅条例第38条の4の5第3

項の駐車場の使用料の徴収猶予又は減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(12) 奈良市改良住宅条例施行規則（昭和47年奈良市規則第64号）第3条において準用する奈良市営住宅条例施行規則第11条の家賃の額の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第6条 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

(1) 奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）第6条第1項において準用する奈良市営住宅条例（以下この条において「準用奈良市営住宅条例」という。）第8条の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務

(2) 準用奈良市営住宅条例第12条第5項の敷金又は準用奈良市営住宅条例第17条第6項（準用奈良市営住宅条例第20条の2第2項又は第28条第2項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは共益費の徴収猶予又は減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(3) 準用奈良市営住宅条例第17条第3項又は第28条第1項の家賃の決定に関する事務

(4) 準用奈良市営住宅条例第18条第1項の収入の申告又は同条第3項の意見の申出（以下この号において「申告等」という。）の受理、その申告等に係る事実についての審査又はその申告等に対する応答に関する事務

(5) 準用奈良市営住宅条例第22条第1項若しくは第23条第1項の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(6) 準用奈良市営住宅条例第26条第1項の認定に関する事務

(7) 準用奈良市営住宅条例第26条第3項の意見の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務

(8) 準用奈良市営住宅条例第31条のあっせん等に関する事務

(9) 準用奈良市営住宅条例第33条第1項の収入状況の報告の請求等に関する事務

(10) 準用奈良市営住宅条例第38条第1項の明渡しの請求に関する事務

(11) 準用奈良市営住宅条例第38条の4の3第4項の駐車場敷金又は準用奈良市営住宅条例第38条の4の5第3項の駐車場の使用料の徴収猶予又は減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(12) 奈良市コミュニティ住宅条例施行規則（平成4年奈良市規則第49号）第3条において準用する奈良市営住宅条例施行規則第11条の家賃の額の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対

する応答に関する事務

第7条 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年奈良市規則第33号。次号において「規則」という。）第3条第1項又は第6条第1項の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

- (2) 規則第8条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第8条 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則（昭和47年奈良市規則第11号。次号において「規則」という。）第3条第1項又は第6条第1項の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

- (2) 規則第8条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第9条 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 奈良市重度心身障害者老人等医療費助成事業実施規則（平成27年奈良市規則第91号。以下この条において「規則」という。）第4条第1項の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

- (2) 規則第7条の受給者の状況の調査に関する事務

- (3) 規則第8条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第10条 条例別表第1の9の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 奈良市精神障害者医療費助成事業実施規則（平成27年奈良市規則第92号。以下この条において「規則」という。）第8条第1項又は第10条第2項の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

- (2) 規則第14条の助成金を交付される者の状況の調査に関する事務

- (3) 規則第15条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

- (4) 規則第20条第1項又は第22条第2項の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

- (5) 規則第25条の助成金を交付される者の状況の調査に関する事務

- (6) 規則第26条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

- (7) 規則第31条第1項の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

- (8) 規則第33条の助成金を交付される者の状況の調査に

関する事務

第11条 条例別表第1の10の項の規則で定める事務は、奈良市在宅要介護者紙おむつ等支給事業実施規則（平成27年奈良市規則第94号）第3条第1項の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第12条 条例別表第1の11の項の規則で定める事務は、奈良市特別支援教育就学奨励費支給規則（平成27年奈良市教育委員会規則第22号）第6条第1項の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は申請に対する応答に関する事務とする。

第13条 条例別表第1の12の項の規則で定める事務は、奈良市児童生徒就学援助費支給規則（平成27年奈良市教育委員会規則第21号）第5条の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は申請に対する応答に関する事務とする。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、平成28年4月1日から施行する。

- (1) 第4条第2号（奈良市営住宅条例第20条の2第2項の規定及び「若しくは共益費」に係る部分に限る。）
- (2) 第5条第2号（奈良市改良住宅条例第5条第1項において準用する奈良市営住宅条例第20条の2第2項又は第28条第2項の規定及び「若しくは共益費」に係る部分に限る。）、第3号、第4号、第6号から第8号まで、第11号及び第12号
- (3) 第6条第2号（奈良市コミュニティ住宅条例第6条第1項において準用する奈良市営住宅条例第20条の2第2項又は第28条第2項の規定及び「若しくは共益費」に係る部分に限る。）、第3号、第4号、第6号から第8号まで及び第12号

（平成27年12月25日揭示済）

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則をここに公布する。

平成27年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第98号

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則

（趣旨）

第1条 この規則は、奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年奈良市条例第42号。以下「条例」という。）別表第2の規定に基づき、同表の規則で定める事務及び情報を定めるものとする。

(条例別表第2の規則で定める事務及び情報)

第2条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年奈良市規則第40号。以下この条において「規則」という。）第3条第1項の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る子どもを養育している者に係る市民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）に該当するものをいう。）に関する情報（以下「市民税関係情報」という。）

イ 当該申請に係る子どもに係る国民健康保険の被保険者の資格に関する情報（以下「国民健康保険被保険者資格関係情報」という。）

ウ 当該申請に係る子どもに係る生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）

エ 当該申請に係る子どもに係る奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年奈良市条例第4号）による助成金の支給に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費助成実施関係情報」という。）

オ 当該申請に係る子どもに係る奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和47年奈良市条例第12号）による助成金の支給に関する情報（以下「心身障害者医療費助成実施関係情報」という。）

(2) 規則第5条の2の受給者の状況の調査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該受給者である子どもを養育している者に係る市民税関係情報

イ 当該受給者である子どもに係る国民健康保険被保険者資格関係情報

ウ 当該受給者である子どもに係る生活保護実施関係情報

エ 当該受給者である子どもに係るひとり親家庭等医療費助成実施関係情報

オ 当該受給者である子どもに係る心身障害者医療費助成実施関係情報

(3) 規則第7条の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出に係る子どもに係る国民健康保険被保険者資格関係情報

イ 当該届出に係る子どもに係る生活保護実施関係情報

ウ 当該届出に係る子どもに係るひとり親家庭等医療

費助成実施関係情報

エ 当該届出に係る子どもに係る心身障害者医療費助成実施関係情報

第3条 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、奈良市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施規則（平成27年奈良市規則第86号）第5条第1項の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 当該申請に係る対象者又は対象者の扶養義務者に係る市民税関係情報

(2) 当該申請に係る対象者の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

(3) 当該申請に係る対象者の扶養義務者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」という。）

第4条 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号。以下この条において「条例」という。）第8条の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該入居者又は同居者に係る市民税関係情報

イ 当該入居者又は同居者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該入居者又は同居者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

エ 当該入居者又は同居者に係る次に掲げる情報（以下「身体障害者手帳交付等情報」という。）

(ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(イ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(ウ) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発見第156号）の規定による療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(2) 条例第12条第5項の敷金又は条例第17条第6項（条例第20条の2第2項、第28条第2項又は第30条第3項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは共益費の徴収猶予又は減免の申請に係る事実についての審

査に関する事務 前号に掲げる情報（条例第20条の2第2項において準用する場合にあっては、イ及びウに限る。）

- (3) 条例第17条第3項、第28条第1項又は第30条第1項の家賃の決定に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該入居者又は同居者に係る市民税関係情報
イ 当該入居者又は同居者に係る身体障害者手帳交付等情報

- (4) 条例第18条第1項の収入の申告又は同条第3項の意見の申出に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

- (5) 条例第22条第1項又は第23条第1項の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報

- (6) 条例第26条第1項又は第2項の認定に関する事務 第3号に掲げる情報

- (7) 条例第26条第3項の意見の申出に係る事実についての審査に関する事務 第3号に掲げる情報

- (8) 条例第29条第1項本文の明渡しの請求に関する事務 第3号に掲げる情報

- (9) 条例第29条第1項ただし書の明渡しの請求の猶予又は同条第4項の明渡しの期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該入居者又は同居者に係る生活保護実施関係情報
イ 当該入居者又は同居者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ウ 当該入居者又は同居者に係る身体障害者手帳交付等情報

- (10) 条例第31条のあっせん等に関する事務 第3号に掲げる情報

- (11) 条例第34条第1項又は第38条第1項の明渡しの請求に関する事務 第9号に掲げる情報

- (12) 条例第35条の入居の申出に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報

- (13) 条例第38条の4の3第4項の駐車場敷金又は条例第38条の4の5第3項の駐車場の使用料の徴収猶予又は減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該入居者又は同居者に係る身体障害者手帳交付等情報

- (14) 奈良市営住宅条例施行規則（昭和61年奈良市規則第14号）第11条の家賃の額の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 第3号に掲げる情報

第5条 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 奈良市改良住宅条例（昭和47年奈良市条例第46号）第5条第1項において準用する奈良市営住宅条例（以下この条において「準用奈良市営住宅条例」という。）第8条の入居の申込みに係る事実についての審査に関

する事務 次に掲げる情報

ア 当該入居者又は同居者に係る市民税関係情報

イ 当該入居者又は同居者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該入居者又は同居者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

エ 当該入居者又は同居者に係る身体障害者手帳交付等情報

- (2) 準用奈良市営住宅条例第12条第5項の敷金又は準用奈良市営住宅条例第17条第6項（準用奈良市営住宅条例第20条の2第2項又は第28条第2項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは共益費の徴収猶予又は減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報（準用奈良市営住宅条例第20条の2第2項において準用する場合にあっては、イ及びウに限る。）

- (3) 準用奈良市営住宅条例第17条第3項又は第28条第1項の家賃の決定に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該入居者又は同居者に係る市民税関係情報
イ 当該入居者又は同居者に係る身体障害者手帳交付等情報

- (4) 準用奈良市営住宅条例第18条第1項の収入の申告又は同条第3項の意見の申出に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

- (5) 準用奈良市営住宅条例第22条第1項又は第23条第1項の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該入居者又は同居者に係る生活保護実施関係情報
イ 当該入居者又は同居者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ウ 当該入居者又は同居者に係る身体障害者手帳交付等情報

- (6) 準用奈良市営住宅条例第26条第1項の認定に関する事務 第3号に掲げる情報

- (7) 準用奈良市営住宅条例第26条第3項の意見の申出に係る事実についての審査に関する事務 第3号に掲げる情報

- (8) 準用奈良市営住宅条例第31条のあっせん等に関する事務 第3号に掲げる情報

- (9) 準用奈良市営住宅条例第38条第1項の明渡しの請求に関する事務 第5号に掲げる情報

- (10) 準用奈良市営住宅条例第38条の4の3第4項の駐車場敷金又は準用奈良市営住宅条例第38条の4の5第3項の駐車場の使用料の徴収猶予又は減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該入居者又は同居者に係る身体障害者手帳交付等情報

- (11) 奈良市改良住宅条例施行規則（昭和47年奈良市規則第64号）第3条において準用する奈良市営住宅条例施行規則第11条の家賃の額の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 第3号に掲げる情報

第6条 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）第6条第1項において準用する奈良市営住宅条例（以下この条において「準用奈良市営住宅条例」という。）第8条の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該入居者又は同居者に係る市民税関係情報

イ 当該入居者又は同居者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該入居者又は同居者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

エ 当該入居者又は同居者に係る身体障害者手帳交付等情報

- (2) 準用奈良市営住宅条例第12条第5項の敷金又は準用奈良市営住宅条例第17条第6項（準用奈良市営住宅条例第20条の2第2項又は第28条第2項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは共益費の徴収猶予又は減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報（準用奈良市営住宅条例第20条の2第2項において準用する場合にあっては、イ及びウに限る。）

- (3) 準用奈良市営住宅条例第17条第3項又は第28条第1項の家賃の決定に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該入居者又は同居者に係る市民税関係情報

イ 当該入居者又は同居者に係る身体障害者手帳交付等情報

- (4) 準用奈良市営住宅条例第18条第1項の収入の申告又は同条第3項の意見の申出に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

- (5) 準用奈良市営住宅条例第22条第1項又は第23条第1項の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該入居者又は同居者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該入居者又は同居者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ウ 当該入居者又は同居者に係る身体障害者手帳交付等情報

- (6) 準用奈良市営住宅条例第26条第1項の認定に関する事務 第3号に掲げる情報

- (7) 準用奈良市営住宅条例第26条第3項の意見の申出に係る事実についての審査に関する事務 第3号に掲げる情報

- (8) 準用奈良市営住宅条例第31条のあっせん等に関する事務 第3号に掲げる情報

- (9) 準用奈良市営住宅条例第38条第1項の明渡しの請求に関する事務 第5号に掲げる情報

- (10) 準用奈良市営住宅条例第38条の4の3第4項の駐車

場敷金又は準用奈良市営住宅条例第38条の4の5第3項の駐車場の使用料の徴収猶予又は減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該入居者又は同居者に係る身体障害者手帳交付等情報

- (11) 奈良市コミュニティ住宅条例施行規則（平成4年奈良市規則第49号）第3条において準用する奈良市営住宅条例施行規則第11条の家賃の額の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 第3号に掲げる情報

第7条 条例別表第2の6の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年奈良市規則第33号。次号において「規則」という。）第3条第1項又は第6条第1項の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る対象者である18歳未満の児童を扶養する者及び当該者と同居する当該者の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する者をいう。）に係る市民税関係情報

イ 当該申請に係る対象者に係る国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報（以下「医療保険被保険者資格関係情報」という。）

ウ 当該申請に係る対象者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該申請に係る対象者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

オ 当該申請に係る対象者に係る心身障害者医療費助成実施関係情報

- (2) 規則第8条の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出に係る対象者に係る医療保険被保険者資格関係情報

イ 当該届出に係る対象者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該届出に係る対象者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

エ 当該届出に係る対象者に係る心身障害者医療費助成実施関係情報

第8条 条例別表第2の7の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則（昭和47年奈良市規則第11号。次号において「規則」という。）第3条第1項又は第6条第1項の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る対象者及びその者を扶養する者に関する市民税関係情報 イ 当該申請に係る対象者に係る国民健康保険被保険者資格関係情報 ウ 当該申請に係る対象者に係る生活保護実施関係情報 エ 当該申請に係る対象者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報 オ 当該申請に係る対象者に係る身体障害者手帳交付等情報 (2) 規則第8条の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア 当該届出に係る対象者に係る国民健康保険被保険者資格関係情報 イ 当該届出に係る対象者に係る生活保護実施関係情報 ウ 当該届出に係る対象者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報 エ 当該届出に係る対象者に係る身体障害者手帳交付等情報 第9条 条例別表第2の8の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。 (1) 奈良市重度心身障害者老人等医療費助成事業実施規則（平成27年奈良市規則第91号。以下この条において「規則」という。）第4条第1項の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア 当該申請に係る助成対象者及びその者を扶養する者に係る市民税関係情報 イ 当該申請に係る助成対象者に係る後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報（以下「後期高齢者医療被保険者資格関係情報」という。） ウ 当該申請に係る助成対象者に係る生活保護実施関係情報 エ 当該申請に係る助成対象者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報 オ 当該申請に係る助成対象者に係る身体障害者手帳交付等情報 カ 第7条第1号に掲げる情報 (2) 規則第7条の受給者の状況の調査に関する事務 次に掲げる情報 ア 当該受給者である助成対象者及びその者を扶養する者に係る市民税関係情報 イ 当該受給者である助成対象者に係る後期高齢者医療被保険者資格関係情報 ウ 当該受給者である助成対象者に係る生活保護実施関係情報 エ 当該受給者である助成対象者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報 オ 当該受給者である助成対象者に係る身体障害者手	帳交付等情報 カ 第7条第1号に掲げる情報 (3) 規則第8条の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア 当該届出に係る助成対象者に係る後期高齢者医療被保険者資格関係情報 イ 当該届出に係る助成対象者に係る生活保護実施関係情報 ウ 当該届出に係る助成対象者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報 エ 当該届出に係る助成対象者に係る身体障害者手帳交付等情報 オ 第7条第2号に掲げる情報 第10条 条例別表第2の9の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。 (1) 奈良市精神障害者医療費助成事業実施規則（平成27年奈良市規則第92号。以下この条において「規則」という。）第8条第1項又は第10条第2項の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア 当該申請に係る対象者及びその者を扶養する者に係る市民税関係情報 イ 当該申請に係る対象者に係る国民健康保険被保険者資格関係情報 ウ 当該申請に係る対象者に係る生活保護実施関係情報 エ 当該申請に係る対象者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報 オ 当該申請に係る対象者に係る身体障害者手帳交付等情報 カ 当該申請に係る対象者に係る奈良市子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年奈良市条例第3号）による助成金の支給に関する情報（以下「子ども医療費助成実施関係情報」という。） キ 当該申請に係る対象者に係るひとり親家庭等医療費助成実施関係情報 ク 当該申請に係る対象者に係る心身障害者医療費助成実施関係情報 (2) 規則第14条の助成金を交付される者の状況の調査に関する事務 次に掲げる情報 ア 当該助成金を交付される者である対象者及びその者を扶養する者に係る市民税関係情報 イ 当該助成金を交付される者である対象者に係る国民健康保険被保険者資格関係情報 ウ 当該助成金を交付される者である対象者に係る生活保護実施関係情報 エ 当該助成金を交付される者である対象者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報 オ 当該助成金を交付される者である対象者に係る身体障害者手帳交付等情報
---	---

- カ 当該助成金を交付される者である対象者に係る子ども医療費助成実施関係情報
- キ 当該助成金を交付される者である対象者に係るひとり親家庭等医療費助成実施関係情報
- ク 当該助成金を交付される者である対象者に係る心身障害者医療費助成実施関係情報
- (3) 規則第15条の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該届出に係る対象者に係る国民健康保険被保険者資格関係情報
 - イ 当該届出に係る対象者に係る生活保護実施関係情報
 - ウ 当該届出に係る対象者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - エ 当該届出に係る対象者に係る身体障害者手帳交付等情報
 - オ 当該届出に係る対象者に係る子ども医療費助成実施関係情報
 - カ 当該届出に係る対象者に係るひとり親家庭等医療費助成実施関係情報
 - キ 当該届出に係る対象者に係る心身障害者医療費助成実施関係情報
- (4) 規則第20条第1項又は第22条第2項の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該申請に係る対象者及びその者を扶養する者に係る市民税関係情報
 - イ 当該申請に係る対象者に係る後期高齢者医療被保険者資格関係情報
 - ウ 当該申請に係る対象者に係る生活保護実施関係情報
 - エ 当該申請に係る対象者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - オ 当該申請に係る対象者に係る身体障害者手帳交付等情報
 - カ 当該申請に係る対象者に係る奈良市重度心身障害者老人等医療費助成事業実施規則による助成金の支給に関する情報（以下「重度心身障害者老人等医療費助成実施関係情報」という。）
- (5) 規則第25条の助成金を交付される者の状況の調査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該助成金を交付される者である対象者及びその者を扶養する者に係る市民税関係情報
 - イ 当該助成金を交付される者である対象者に係る後期高齢者医療被保険者資格関係情報
 - ウ 当該助成金を交付される者である対象者に係る生活保護実施関係情報
 - エ 当該助成金を交付される者である対象者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - オ 当該助成金を交付される者である対象者に係る身体障害者手帳交付等情報
 - カ 当該助成金を交付される者である対象者に係る重

- 度心身障害者老人等医療費助成実施関係情報
 - (6) 規則第26条の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該届出に係る対象者に係る後期高齢者医療被保険者資格関係情報
 - イ 当該届出に係る対象者に係る生活保護実施関係情報
 - ウ 当該届出に係る対象者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - エ 当該届出に係る対象者に係る身体障害者手帳交付等情報
 - オ 当該届出に係る対象者に係る重度心身障害者老人等医療費助成実施関係情報
 - (7) 規則第31条第1項の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該申請に係る対象者及びその者を扶養する者に係る市民税関係情報
 - イ 当該申請に係る対象者に係る医療保険被保険者資格関係情報
 - ウ 当該申請に係る対象者に係る生活保護実施関係情報
 - エ 当該申請に係る対象者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - オ 当該申請に係る対象者に係る子ども医療費助成実施関係情報
 - カ 当該申請に係る対象者に係るひとり親家庭等医療費助成実施関係情報
 - キ 当該申請に係る対象者に係る心身障害者医療費助成実施関係情報
 - ク 当該申請に係る対象者に係る重度心身障害者老人等医療費助成実施関係情報
 - (8) 規則第33条の助成金を交付される者の状況の調査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該助成金を交付される者である対象者及びその者を扶養する者に係る医療保険被保険者資格関係情報
 - イ 当該助成金を交付される者である対象者に係る生活保護実施関係情報
 - ウ 当該助成金を交付される者である対象者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - エ 当該助成金を交付される者である対象者に係る子ども医療費助成実施関係情報
 - オ 当該助成金を交付される者である対象者に係るひとり親家庭等医療費助成実施関係情報
 - カ 当該助成金を交付される者である対象者に係る心身障害者医療費助成実施関係情報
 - キ 当該助成金を交付される者に係る重度心身障害者老人等医療費助成実施関係情報
- 第11条 条例別表第2の10の項の規則で定める事務は、奈良市在宅要介護者紙おむつ等支給事業実施規則（平成27年奈良市規則第94号）第3条第1項の申請に係る事実

についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 当該申請に係る要介護者及びその者と同一の世帯に属する者に係る市民税関係情報
- (2) 当該申請に係る要介護者に係る要介護認定（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の要介護認定をいう。）又は要支援認定（同条第2項の要支援認定をいう。）に関する情報

第12条 条例別表第2の11の項の規則で定める事務は、奈良市各種検診実施規則（平成27年奈良市規則第87号）第6条第1項の申出に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 当該申出に係る申請者に係る市民税関係情報
- (2) 当該申出に係る申請者に係る生活保護実施関係情報
- (3) 当該申出に係る申請者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、平成28年4月1日から施行する。

- (1) 第4条第2号（奈良市営住宅条例第20条の2第2項の規定及び「若しくは共益費」に係る部分に限る。）
- (2) 第5条第2号（奈良市改良住宅条例第5条第1項において準用する奈良市営住宅条例第20条の2第2項又は第28条第2項の規定及び「若しくは共益費」に係る部分に限る。）、第3号、第4号、第6号から第8号まで、第10号及び第11号
- (3) 第6条第2号（奈良市コミュニティ住宅条例第6条第1項において準用する奈良市営住宅条例第20条の2第2項又は第28条第2項の規定及び「若しくは共益費」に係る部分に限る。）、第3号、第4号、第6号から第8号まで及び第11号

（平成27年12月25日揭示済）

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第3の規則で定める事務及び情報を定める規則をここに公布する。

平成27年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第99号

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第3の規則で定める事務及び情報を定める規則
(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年奈良市条例第42号。以下「条例」という。）別表第3の規定に基づき、同表の規則で定める事務及び情報

を定めるものとする。

（条例別表第3の規則で定める事務及び情報）

第2条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、奈良市特別支援教育就学奨励費支給規則（平成27年奈良市教育委員会規則第22号）第6条の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 当該申請に係る児童又は生徒と同一の世帯に属する者に係る市民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）に該当するものをいう。）に関する情報（以下「市民税関係情報」という。）
- (2) 当該申請に係る児童又は生徒と同一の世帯に属する者に係る生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）

第3条 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、奈良市児童生徒就学援助費支給規則（平成27年奈良市教育委員会規則第21号）第5条の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 当該申請に係る児童又は生徒と同一の世帯に属する者に係る市民税関係情報
- (2) 当該申請に係る児童又は生徒と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（平成27年12月25日揭示済）

告 示

奈良市告示第869号

平成27年奈良市議会12月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成27年12月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 平成27年度奈良市一般会計補正予算（第3号）
- 2 平成27年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 3 平成27年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 4 平成27年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 5 平成27年度奈良市水道事業会計補正予算（第1号）
- 6 平成27年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計補正予算（第1号）

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11. 地方交付税		千円 14,550,000	千円 484,015	千円 15,034,015
	1. 地方交付税		484,015	15,034,015
15. 国庫支出金		23,399,681	222,266	23,621,947
	1. 国庫負担金	18,834,949	289,766	19,124,715
	2. 国庫補助金	2,758,765	1,250	2,760,015
	4. 国庫交付金	1,672,410	△ 68,750	1,603,660
16. 県支出金		6,747,904	123,633	6,871,537
	1. 県負担金	5,382,015	73,633	5,455,648
	2. 県補助金	973,919	50,000	1,023,919
18. 寄附金		30,500	120,000	150,500
	1. 寄附金	30,500	120,000	150,500
20. 繰越金		237,679	340,649	578,328
	1. 繰越金	237,679	340,649	578,328
21. 諸収入		3,323,080	24,612	3,347,692
	4. 雑入	1,789,340	24,612	1,813,952
22. 市債		14,385,200	△ 56,200	14,329,000
	1. 市債	14,385,200	△ 56,200	14,329,000
歳入	合 計	127,697,154	1,258,975	128,956,129

平成27年度奈良市一般会計
補正予算（第3号）

平成27年度奈良市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,258,975千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128,956,129千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		774,137	△ 1,743	772,394
	1. 議会費	774,137	△ 1,743	772,394
2. 総務費		15,415,142	7,948	15,423,090
	1. 総務管理費	11,573,945	△ 56,599	11,517,346
	2. 企画費	1,612,274	10,000	1,622,274
	3. 徴税費	1,193,863	47,731	1,241,594
	4. 戸籍住民基本台帳費	621,586	△ 1,163	620,423
	5. 選挙費	141,167	3,342	144,509
	6. 統計調査費	192,111	1,962	194,073
	7. 監査委員費	80,196	2,675	82,871
3. 民生費		53,801,835	865,769	54,667,604
	1. 社会福祉費	24,202,110	176,264	24,378,374
	2. 児童福祉費	16,328,011	533,893	16,861,904
	3. 生活保護費	13,093,098	169,090	13,262,188
	4. 国民年金事務費	178,616	△ 13,478	165,138
4. 衛生費		10,577,873	213,950	10,791,823
	1. 保健衛生費	1,863,323	18,598	1,881,921
	2. 保健所費	1,794,055	△ 735	1,793,320
	3. 清掃費	6,215,946	196,087	6,412,033
5. 労働費		129,134	△ 5,714	123,420
	1. 労働諸費	129,134	△ 5,714	123,420
6. 農林水産業費		556,430	30,174	586,604
	1. 農林費	556,430	30,174	586,604

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 商工費		1,588,868	3,104	1,591,972
	1. 商工費	1,588,868	3,104	1,591,972
8. 観光費		974,538	33,766	1,008,304
	1. 観光費	974,538	33,766	1,008,304
9. 土木費		8,905,334	2,728	8,908,062
	1. 土木管理費	152,729	△ 14,773	137,956
	2. 道路橋梁費	2,436,532	8,297	2,444,829
	3. 河川費	288,740	970	289,710
	4. 都市計画費	3,495,483	△ 6,044	3,489,439
	6. 住宅費	485,850	14,278	500,128
10. 消防費		4,723,511	69,092	4,792,603
	1. 消防費	4,723,511	69,092	4,792,603
11. 教育費		12,719,273	39,901	12,759,174
	1. 教育総務費	2,532,376	125,855	2,658,231
	2. 小学校費	2,423,661	40,758	2,464,419
	3. 中学校費	1,688,944	△ 3,025	1,685,919
	4. 高等学校費	1,119,775	△ 20,967	1,098,808
	5. 幼稚園費	1,208,775	△ 93,412	1,115,363
	7. 保健体育費	2,343,856	△ 9,308	2,334,548
歳出合計		127,697,154	1,258,975	128,956,129

1. 追加分

[illegible]

事 項	期 間	限 度 額
指定管理者による南郡公民館精華分館の管理に要する経費	平成28年度から 平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による南郡公民館東九条分館の管理に要する経費	平成28年度から 平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による南郡公民館明治分館の管理に要する経費	平成28年度から 平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による三笠公民館大安寺西分館の管理に要する経費	平成28年度から 平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による田原公民館横田分館の管理に要する経費	平成28年度から 平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による田原公民館水間分館の管理に要する経費	平成28年度から 平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による田原公民館仙ノ川分館の管理に要する経費	平成28年度から 平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による富雄公民館元町分館の管理に要する経費	平成28年度から 平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による柳生公民館興ヶ原分館の管理に要する経費	平成28年度から 平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による柳生公民館邑地分館の管理に要する経費	平成28年度から 平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による柳生公民館丹生分館の管理に要する経費	平成28年度から 平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による柳生公民館北町山分館の管理に要する経費	平成28年度から 平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による若草公民館佐保分館の管理に要する経費	平成28年度から 平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による興東公民館東里分館の管理に要する経費	平成28年度から 平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による興東公民館狹川分館の管理に要する経費	平成28年度から 平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による興東公民館大平尾分館の管理に要する経費	平成28年度から 平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

平成27年度奈良市国民健康保険
特別会計補正予算（第2号）

平成27年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,820,086千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

事 項	期 間	限 度 額
指定管理者による春日公民館西木辻分館の管理に要する経費	平成28年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による春日公民館大安寺分館の管理に要する経費	平成28年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による春日公民館済美南分館の管理に要する経費	平成28年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による二名公民館二名分館の管理に要する経費	平成28年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による二名公民館西登美ヶ丘分館の管理に要する経費	平成28年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による京西公民館平松分館の管理に要する経費	平成28年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による伏見公民館あやめ池分館の管理に要する経費	平成28年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による平城公民館歌姫分館の管理に要する経費	平成28年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による飛鳥公民館白毫寺分館の管理に要する経費	平成28年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による都跡公民館佐紀分館の管理に要する経費	平成28年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

第3表 地方債補正

1. 変更分

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
庁舎等施設整備事業	千円 358,300	千円 302,100
計	14,385,200	14,329,000

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

平成27年度奈良市土地区画整理
事業特別会計補正予算（第1号）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9. 繰 入 金		千円 3,150,693	千円 2,000	千円 3,152,693
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	2,873,006	2,000	2,875,006
歳 入	合 計	42,818,086	2,000	42,820,086

平成27年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,576,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		千円 347,126	千円 2,000	千円 349,126
	1. 総務管理費	270,025	2,000	272,025
歳 出	合 計	42,818,086	2,000	42,820,086

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

事 項	期 間	限 度 額
特定健康診査受診券印刷等経費	平成27年度から 平成28年度まで	千円 2,800

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 繰 入 金		千円 1,019,654	千円 △ 6,000	千円 1,013,654
	一 般 会 計 1. 繰 入 金	1,019,654	△ 6,000	1,013,654
歳 入	合 計	2,582,000	△ 6,000	2,576,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
西大寺駅南 地区土地区画 整理事業費		千円 1,574,000	千円 △ 4,795	千円 1,569,205
	西大寺駅南 地区土地区画 整理事業費	1,574,000	△ 4,795	1,569,205
J R奈良駅南 地区土地区画 整理事業費		178,000	△ 1,205	176,795
	J R奈良駅南 地区土地区画 整理事業費	178,000	△ 1,205	176,795
歳 出	合 計	2,582,000	△ 6,000	2,576,000

平成27年度奈良市介護保険
特別会計補正予算（第3号）

平成27年度奈良市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによ
る。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ11,000千円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ27,001,530千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出
予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
6. 繰 入 金		3,941,351	11,000	3,952,351
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	3,941,351	11,000	3,952,351
歳 入	合 計	26,990,530	11,000	27,001,530

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1. 総 務 費		655,930	11,000	666,930
	1. 総 務 管 理 費	335,801	11,000	346,801
歳 出	合 計	26,990,530	11,000	27,001,530

平成27年度奈良市水道事業会計
補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成27年度奈良市水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成27年度奈良市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 水道事業費用	8,197,000千円	14,612千円	8,211,612千円
第1項 営業費用	7,456,564千円	14,612千円	7,471,176千円
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)			
第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。			

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,702,566千円	14,612千円	1,717,178千円

平成27年度奈良市月々瀬簡易水道
事業会計補正予算（第1号）

(総則)		第1条 平成27年度奈良市月々瀬簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。	
(収益的収入及び支出)		第2条 平成27年度奈良市月々瀬簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。	
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 簡易水道事業費用	172,700千円	110千円	172,810千円
第1項 営業費用	164,013千円	110千円	164,123千円
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)			
第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	9,825千円	110千円	9,935千円

(平成27年12月16日揭示済)

奈良市告示第870号

奈良市観光自動車駐車場条例（平成12年奈良市条例第17号）第3条の3第2項の規定により次のとおり臨時に開場します。

平成27年12月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

施 設 名	臨時に開場する日時
奈良市転害門前観光駐車場	平成27年12月31日午後8時 ～平成28年1月1日午前8時

(平成27年12月16日揭示済)

奈良市告示第871号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年12月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 物 品 名 (仮称) 興東診療所用電子カルテ一式
- (2) 詳 細 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所 (仮称) 興東診療所
奈良市大柳生町4254番地

(4) 納入期限 平成28年3月31日

(5) 担 当 課 奈良市市民生活部病院管理課
電話 0742-26-7610

以下省略

(平成27年12月16日揭示済)

奈良市告示第872号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年12月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成27年7月27日 奈良市指令都整開 第15A-10号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成27年12月16日 第1504号
公共施設 平成27年12月16日 第710号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市学園大和町一丁目1442番1の一部、1442番2及び1542番69の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市大宮町四丁目245番地の1
パナホーム株式会社 奈良支社 支社長 栗山 泰晃
- 5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市学園大和町一丁目1442番 1 の一部、1442番 2
の一部及び1542番69の一部

(2) 下水道

奈良市学園大和町一丁目1442番 1 の一部、1442番 2
の一部及び1542番69の一部

(平成27年12月16日揭示済)

奈良市告示第873号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項にお
いて準用する同法第19条第 1 項の規定により大和都市計画
（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更し
ましたので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20
条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規
定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画
課において公衆の縦覧に供します。

平成27年12月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産
緑地地区

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市秋篠町、大森町、押熊町、学園赤松町、三条大
路三丁目、四条大路三丁目、四条大路四丁目、七条一丁
目、東九条町、中町、宝来町、法華寺町及び南登美ヶ丘
の各一部

(平成27年12月17日揭示済)

奈良市告示第874号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規
定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のと
おり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備
部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年12月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

平成27年11月25日 奈良市指令都整開 第15A-30号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成27年12月17日 第1505号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市法蓮町1514番34の一部及び1514番42の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市法蓮町1514番地の34

上田 雅治

(平成27年12月17日揭示済)

奈良市告示第875号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良
市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区
域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し

たので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成27年12月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成27年12月17日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺及び J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止
区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288- 1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条
例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定す
る市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除
く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認でき
るもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちく
ださい。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内
は無料）

8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課

電話0742-34-1111代表

(平成27年12月17日揭示済)

奈良市告示第876号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2 の規定
により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があ
りましたので、同法第55条の 3 の規定により次のとおり告
示します。

平成27年12月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

	医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
旧	訪問看護ステーション ひまわり北之庄	奈良県奈良市北之庄町11番2	平成27年8月1日
新	訪問看護ステーション ひまわり北之庄	奈良県奈良市西九条町二丁目4番地10	

(平成27年12月18日揭示済)

奈良市告示第877号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規

定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成27年12月18日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
多田 喜次		あんま	平成27年12月15日
鍼灸マッサージ院 ゆるくま (多田 喜次)	奈良県奈良市学園大和町 四丁目143番地		
多田 喜次		はり・きゅう	平成27年12月15日
鍼灸マッサージ院 ゆるくま (多田 喜次)	奈良県奈良市学園大和町 四丁目143番地		

(平成27年12月18日揭示済)

奈良市告示第878号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年12月21日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 事業名称

教材共有・動画配信ポータル作成の委託

(2) 教材共有・動画配信ポータル作成

- ・教材共有・動画配信ポータル作成スケジュール調整
- ・教材共有・動画配信ポータルの作成業務

① 教材共有・動画配信ポータル ホームページ

② 教材共有・動画配信ポータル 情報共有サイト

③ 教材共有・動画配信ポータル 教材共有サイト

④ 教材共有・動画配信ポータル 動画配信サイト

(3) 作成コンテンツの導入及び運用支援

- ・導入支援
- ・運用支援
- ・研修

(4) その他

以下省略

(平成27年12月21日揭示済)

奈良市告示第879号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第2条の規定により、街区の区域等を次のとおり変更

します。

平成27年12月22日

奈良市長 仲川元庸

1 変更の年月日

平成28年1月12日

2 街区の区域の変更等

①西大寺南町、西大寺芝町一丁目

別図1を別図2に示すとおり変更します。

西大寺南町の15・17街区の区域を変更、16街区・18街区を新設。

西大寺芝町一丁目の10街区の区域を変更。

②正田町一丁目

別図3を別図4に示すとおり変更します。

正田町一丁目の9街区を新設。

別図省略

(平成27年12月22日揭示済)

奈良市告示第880号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書謄本、同法第131条の規定に基づく配当計算書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年12月22日

奈良市長 仲川元庸

1 送達をすべき文書

差押調書謄本、配当計算書
2 送達を受けるべき者
省略
(平成27年12月22日揭示済)

奈良市告示第881号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年12月22日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成27年12月20日
- 3 移動対象区域
J R奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成27年12月22日揭示済)

奈良市告示第882号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年12月22日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成27年12月22日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成27年12月22日揭示済)

奈良市告示第883号

奈良市ムスリム観光客受入促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成27年12月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市ムスリム観光客受入促進事業補助金交付要綱
(目的)

- 第1条 近年増加しているイスラム文化圏からの観光客（以下「ムスリム観光客」という。）に関し、我が国の文化、習慣等との差異が大きいことから、本市滞在中に不便を感じることなく、安心して快適に過ごすことができるよう、旅館、飲食店等の受入れのための環境を整備し、

もってムスリム観光客の更なる増加を図るため、奈良市ムスリム観光客受入促進事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内で旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項から第4項までに規定するものをいう。第3号において同じ。）、飲食店営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第11項第3号に規定する飲食店営業をいう。第3号において同じ。）等を営む民間事業者
- (2) 市内に活動拠点を有する団体
- (3) 市内に存する旅館施設（旅館業を目的とする建築物のうち奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例（昭和58年奈良市条例第30号）第2項第2号に規定するラブホテルを除く。）、飲食店（飲食店営業を行う施設をいう。）等（以下「施設」という。）の所有者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象としない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 公序良俗に反する事業を行う者
- (3) 暴力団等（奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等をいう。）に該当する者
- (4) その他市長が適当でないと認める者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第1条の目的の達成に資する事業に要する次に掲げる経費とする。

- (1) ムスリム観光客の利便に供する情報の提示等に要する経費
- (2) イスラム文化の理解等に資するセミナー、研修会等の開催に要する経費
- (3) ムスリム観光客の利用に供する施設、備品等の整備に要する経費
- (4) その他ムスリム観光客の受入れに必要と認められる経費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業には、補助金を交付しない。

- (1) 他の補助金を受けている、又は受けることとなる事業
- (2) 宗教の教義の普及又は信者の教化育成を目的とする事業、政治的目的をもって行われる事業その他補助金を交付することが適当でないと認められる事業
- (3) 市外の施設に係る事業

- (4) 申請日前に既に着工し、実施し、又は完了している事業
- (5) 当該年度の3月15日までに実績報告をすることができない事業
- (6) その他第1条の目的にふさわしくない事業
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、対象者ごとに50万円を限度とする。ただし、1申請当たりの交付申請金額が1万円未満のときは、本補助金は、交付しない。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写し
- (2) 誓約書兼同意書（別記様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の実績報告）

第6条 補助金の交付決定を受けた者は、事業が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る事業報告書
- (2) 補助事業に要した経費の領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（財産の管理等）

第7条 補助金の交付を受けた者は、補助金により取得し、効用が増加した財産があるときは、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって当該財産を管理し、第1条の目的に従って、効率的な運用を図らなければならない。

2 前項の財産を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、市長は、補助金の交付を受けた者に対し、その収入の全部又は一部の納付を命じることができる。

（書類等の保存）

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る経費を明らかにした帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成27年12月24日から施行する。

別記様式（第5条関係）

年 月 日

誓 約 書 兼 同 意 書

（宛先）奈良市長

住 所

氏 名

㊞

（法人、団体等にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）

奈良市ムスリム観光客受入促進事業補助金の交付申請を行うにあたり、以下の事項について誓約します。

この誓約について、奈良市が申請の審査のため、市税の納入状況等について調査すること、また、関係する官公庁への照会を行う場合があることに同意します。

- 1 私（申請者）は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - （1）市税を滞納している者
 - （2）公序良俗に反する事業を行う者
 - （3）暴力団等（奈良市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団等をいう。）に該当する者
- 2 誓約事項に反した場合又は誓約が虚偽であった場合は、交付決定の取消し及び補助金の返還命令に異議なく応じます。
- 3 誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

(平成27年12月24日揭示済)

奈良市告示第884号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年12月24日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 奈良市まちづくり基本構想案策定業務委託
- (2) 業務場所 奈良市西大寺南町地内・登大路町地内他
- (3) 業務期間 契約の日から平成28年3月30日まで
- (4) 業務概要
 1. 奈良市まちづくり基本構想案策定
 - ・地区の概要整理
 - ・まちづくりの目標設定
 - ・具体的取組方針の検討
 - ・まちづくり構想図（案）の作成
 - ・まちづくりのスケジュールの検討

以下省略

(平成27年12月24日揭示済)

奈良市告示第885号

奈良市ならまち格子の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成27年12月24日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市元興寺町44番地
奈良市ならまち格子の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市三条本町13番1号
ならまち格子の家指定管理者コンソーシアム
代表者 一般財団法人奈良市総合財団
理事長 津山 恭之
- 3 指定管理者の指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市ならまち格子の家条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) 奈良市ならまち格子の家の利用制限に関すること。
 - (3) 奈良市ならまち格子の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他市長が定めること。

(平成27年12月24日揭示済)

奈良市告示第886号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成27年12月24日

奈良市長 仲川元庸

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
平成27年12月21日	扇谷 綾子	地方独立行政法人 奈良県立病院機構 奈良県総合医療センター	奈良市平松一丁目30番1号	小児科 (肢体不自由)
平成27年12月21日	恵比須 礼子	地方独立行政法人 奈良県立病院機構 奈良県総合医療センター	奈良市平松一丁目30番1号	小児科 (肢体不自由)
平成27年12月21日	安原 肇	地方独立行政法人 奈良県立病院機構 奈良県総合医療センター	奈良市平松一丁目30番1号	小児科 (肢体不自由)
平成27年12月21日	新居 育世	地方独立行政法人 奈良県立病院機構 奈良県総合医療センター	奈良市平松一丁目30番1号	小児科 (肢体不自由)
平成27年12月21日	磯本 慎二	地方独立行政法人 奈良県立病院機構 奈良県総合医療センター	奈良市平松一丁目30番1号	整形外科 (肢体不自由)

(平成27年12月24日揭示済)

奈良市告示第887号

奈良市在宅要介護者紙おむつ等支給事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成27年12月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市在宅要介護者紙おむつ等支給事業実施要綱を
廃止する告示

奈良市在宅要介護者紙おむつ等支給事業実施要綱（平成
12年奈良市告示第137号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に、この告示による廃止前の奈
良市在宅要介護者紙おむつ等支給事業実施要綱（以下「
旧要綱」という。）第3条の規定に基づきなされた申請
に係る紙おむつ等の支給については、旧要綱の規定は、
なおその効力を有する。

（平成27年12月24日揭示済）

奈良市告示第888号

奈良市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要
綱を廃止する告示を次のように定める。

平成27年12月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実
施要綱を廃止する告示

奈良市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要
綱（平成17年奈良市告示第528号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に、この告示による廃止前の奈
良市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱
（以下「旧要綱」という。）第5条の規定に基づきなさ
れた申請に係る日常生活用具の支給については、旧要綱
の規定は、なおその効力を有する。

（平成27年12月24日揭示済）

奈良市告示第889号

奈良市精神障害者医療費助成金交付要綱を廃止する告示
を次のように定める。

平成27年12月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市精神障害者医療費助成金交付要綱を廃止する
告示

奈良市精神障害者医療費助成金交付要綱（平成27年奈良
市告示第467号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現にこの告示による廃止前の奈
良市精神障害者医療費助成金交付要綱（以下「旧要綱」

という。）第9条の規定により交付され、又は旧要綱第
11条の規定により再交付された受給資格証は、奈良市精
神障害者医療費助成事業実施規則（平成27年奈良市規則
第92号。以下「新規則」という。）第9条に規定する受
給資格証とみなす。

3 この告示の施行の際、現に旧要綱第9条第3項に規定
する受給資格者である者は、新規則第9条第3項に規定
する受給資格者とみなす。第5項の規定によりなおその
効力を有することとされる旧要綱第9条第1項又は第2
項の規定により受給資格証を交付された者についても、
また同様とする。

4 この告示の施行の際、現に旧要綱第21条第2項に規定
する受給資格者である者は、新規則第22条第2項に規定
する受給資格者とみなす。第5項の規定によりなおその
効力を有することとされる旧要綱第20条各項の規定によ
り受給資格認定通知書を交付された者についても、また
同様とする。

5 旧要綱の規定は、この告示の施行の日前に受けた医療
に係る助成金について、同日以後もなおその効力を有す
る。

（平成27年12月24日揭示済）

奈良市告示第890号

奈良市重度心身障害者老人等医療費助成金交付要綱を廃
止する告示を次のように定める。

平成27年12月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市重度心身障害者老人等医療費助成金交付要綱
を廃止する告示

奈良市重度心身障害者老人等医療費助成金交付要綱（平
成17年奈良市告示第503号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現にこの告示による廃止前の奈
良市重度心身障害者老人等医療費助成金交付要綱（以下
「旧要綱」という。）第5条の規定により同条に規定す
る受給者台帳に登載された者は、奈良市重度心身障害者
老人等医療費助成事業実施規則（平成27年奈良市規則第
91号）第5条の規定により同条に規定する受給者台帳に
登載された者とみなす。

3 旧要綱の規定は、告示の施行の日前に受けた医療に係
る助成金で、この告示の施行の日の前日までに旧要綱の
規定により交付されていないものについて、同日後もな
おその効力を有する。この場合において、同項の規定に
よりなおその効力を有することとされる旧要綱第5条の
規定により同条に規定する受給者台帳に登載された者につ
いて準用する。

（平成27年12月24日揭示済）

奈良市告示第891号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年12月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成27年7月2日 奈良市指令都整開 第15A-11号
平成27年11月30日 奈良市指令都整開 第15A-11-1号
 - 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成27年12月24日 第1506号
公共施設 平成27年12月24日 第711号
 - 3 開発区域に含まれる地域
奈良市百楽園四丁目433番2の一部
 - 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市西大寺国見町一丁目4番1-1号
大和ハウス工業株式会社 奈良支店
支店長 井上 富重
 - 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路
奈良市百楽園四丁目433番2の一部
 - (2) 下水道
奈良市百楽園四丁目433番2の一部
- （平成27年12月24日揭示済）

奈良市告示第892号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による事業計画のある道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成27年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定年月日
平成27年12月25日
 - 2 指定した道路の名称
市道 六条石木線
 - 3 指定した道路の幅員
7.70m～9.00m
 - 4 指定した道路の延長
60.0m
 - 5 指定した道路の区域
奈良市六条三丁目1069番11地先から
奈良市六条三丁目1087番7地先まで
- （平成27年12月25日揭示済）

奈良市告示第893号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のと

おり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成25年2月19日 奈良市指令都整開 第12A-33号
平成25年7月29日 奈良市指令都整開 第12A-33-1号
平成26年11月10日 奈良市指令都整開 第12A-33-2号
平成27年7月3日 奈良市指令都整開 第12A-33-3号
平成27年10月28日 奈良市指令都整開 第12A-33-4号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成27年12月25日 第1507号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市東城戸町22番1の一部（2工区）
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府豊中市新千里西町一丁目1番4号
パナホーム株式会社 代表取締役 藤井 康熙
（平成27年12月25日揭示済）

奈良市告示第894号

奈良市七条コミュニティスポーツ会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成27年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市七条一丁目2番1号
奈良市七条コミュニティスポーツ会館
 - 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市七条一丁目36番4-1号
七条地区自治連合会
会長 中司 和人
 - 3 指定管理者の指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
 - 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市七条コミュニティスポーツ会館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (2) 奈良市七条コミュニティスポーツ会館の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。
- （平成27年12月25日揭示済）

奈良市告示第895号

奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定

の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成27年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市南紀寺町五丁目54番地の1
奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市南紀寺町五丁目52番地の17
南紀寺町五丁目第一自治会
会長 西倉 敏明
- 3 指定管理者の指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館の使用承認及び使用制限に関する事。
(2) 奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館の施設及び設備の維持管理に関する事。
(3) その他市長が定める事。

(平成27年12月25日揭示済)

奈良市告示第896号

奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成27年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市朱雀二丁目12番地
奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市右京四丁目4番地の21
平城ニュータウンスポーツ協会
会長 小林 弘文
- 3 指定管理者の指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館の使用承認及び使用制限に関する事。
(2) 奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館の施設及び設備の維持管理に関する事。
(3) その他市長が定める事。

(平成27年12月25日揭示済)

奈良市告示第897号

奈良市東市コミュニティスポーツ会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成27年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市古市町265番地の1
奈良市東市コミュニティスポーツ会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市古市町99番地の1
東市地区自治連合会
会長 今里 泰彦
- 3 指定管理者の指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市東市コミュニティスポーツ会館の使用承認及び使用制限に関する事。
(2) 奈良市東市コミュニティスポーツ会館の施設及び設備の維持管理に関する事。
(3) その他市長が定める事。

(平成27年12月25日揭示済)

奈良市告示第898号

奈良市邑地コミュニティスポーツ広場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成27年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市邑地町469番地
奈良市邑地コミュニティスポーツ広場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市邑地町2887番地の1
邑地町自治会
会長 南出 純孝
- 3 指定管理者の指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市邑地コミュニティスポーツ広場の使用承認及び使用制限に関する事。
(2) 奈良市邑地コミュニティスポーツ広場の施設及び設備の維持管理に関する事。
(3) その他市長が定める事。

(平成27年12月25日揭示済)

奈良市告示第899号

奈良市高の原コミュニティスポーツ会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成27年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市神功三丁目6番地

- 奈良市高の原コミュニティスポーツ会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市右京四丁目4番地の21
平城ニュータウンスポーツ協会
会長 小林 弘文
- 3 指定管理者の指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市高の原コミュニティスポーツ会館の使用承認及び使用制限に関する事。
(2) 奈良市高の原コミュニティスポーツ会館の施設及び設備の維持管理に関する事。
(3) その他市長が定める事。
(平成27年12月25日揭示済)

奈良市告示第900号

奈良市狭川コミュニティスポーツ広場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成27年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市下狭川町2882番地の3
奈良市狭川コミュニティスポーツ広場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市大柳生町4254番地
狭川地区自治連合会
会長 須蒲 孝
- 3 指定管理者の指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市狭川コミュニティスポーツ広場の使用承認及び使用制限に関する事。
(2) 奈良市狭川コミュニティスポーツ広場の施設及び設備の維持管理に関する事。
(3) その他市長が定める事。
(平成27年12月25日揭示済)

奈良市告示第901号

奈良市田原コミュニティスポーツ広場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成27年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市横田町203番地の1
奈良市田原コミュニティスポーツ広場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市茗荷町1078番地の1

- 田原地区自治連合会
会長 松本 陽一
- 3 指定管理者の指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市田原コミュニティスポーツ広場の使用承認及び使用制限に関する事。
(2) 奈良市田原コミュニティスポーツ広場の施設及び設備の維持管理に関する事。
(3) その他市長が定める事。
(平成27年12月25日揭示済)

奈良市告示第902号

奈良市石打コミュニティスポーツプールの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成27年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市月ヶ瀬石打505番地の1
奈良市石打コミュニティスポーツプール
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市月ヶ瀬石打2375番地の2
石打自治会
会長 田中 一雄
- 3 指定管理者の指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市石打コミュニティスポーツプールの使用承認及び使用制限に関する事。
(2) 奈良市石打コミュニティスポーツプールの施設及び設備の維持管理に関する事。
(3) その他市長が定める事。
(平成27年12月25日揭示済)

奈良市告示第903号

奈良市八条コミュニティスポーツ広場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成27年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市八条一丁目814番地の4
奈良市八条コミュニティスポーツ広場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市八条一丁目812番地の2
八条第二自治会
会長 森本 正美
- 3 指定管理者の指定の期間

- 平成28年 4月1日から平成32年 3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 奈良市八条コミュニティスポーツ広場の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 奈良市八条コミュニティスポーツ広場の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。
- (平成27年12月25日揭示済)

奈良市告示第904号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、当該農用地利用集積計画を次のとおり縦覧します。

平成27年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 農用地利用集積計画の縦覧場所
- 奈良市二条大路南一丁目1番1号
- 奈良市観光経済部農林課内
- (平成27年12月25日揭示済)

奈良市告示第905号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定

- 1 行政文書開示請求の件数及び処理の状況

(単位：件)

実施機関	処 理 状 況						取下げ等	合計
	開示	部分開示	不開示	拒否	不存在	却下		
市 長	64	76	1	27	3	0	10	181
公 営 企 業 管 理 者	4	7	0	0	0	0	1	12
消 防 長	3	4	0	0	0	0	2	9
教 育 委 員 会	3	4	0	0	0	0	0	7
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0
公 平 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	0	1	0	0	0	0	0	1
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	2	1	0	0	0	0	0	3
計	76	93	1	27	3	0	13	213

※取下げ等には、年度末時点で処理中のものを含まず。

- 2 行政文書任意開示申出の件数及び処理の状況

(単位：件)

実施機関	処 理 状 況						取下げ等	合計
	開示	部分開示	不開示	拒否	不存在	却下		
市 長	6	12	0	0	0	0	0	18

※取下げ等には、年度末時点で処理中のものを含まず。

により公告します。

平成27年12月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

申 請 者 住 所	奈良市左京三丁目15番地の8
申 請 者 氏 名	沼田 尚起
道 路 の 位 置	奈良市三条松町390番9及び391番1の各一部
道 路 の 幅 員	最大6.02m 最小6.02m
道 路 の 延 長	31.04m
指 定 年 月 日	平成27年12月28日
指 定 番 号	第H2711号

(平成27年12月28日揭示済)

奈良市告示第906号

奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）第34条の規定により、平成26年 4月1日から平成27年 3月31日までの間の各実施機関におけるこの条例の運用状況を次のとおり公表します。

平成27年12月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

3 不服申立ての件数及び処理の状況

(単位：件)

処理状況				取下げ等	合 計
却下	棄却	一部認容	認容		
0	1	1	3	0	5

※取下げ等には、年度末時点で処理中のものを含まます。

(平成27年12月28日揭示済)

31日までの間の各実施機関におけるこの条例の運用状況を次のとおり公表します。

平成27年12月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第907号

奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）

第56条の規定により、平成26年4月1日から平成27年3月

1 個人情報ファイル簿の件数

(平成27年3月31日現在)

実 施 機 関	件 数
市 長	95
公 営 企 業 管 理 者	4
消 防 長	6
教 育 委 員 会	13
選 挙 管 理 委 員 会	2
公 平 委 員 会	0
監 査 委 員	0
農 業 委 員 会	1
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	0
議 会	0
計	121

2 開示請求の件数及び処理の状況

(単位：件)

実施機関	書面による開示請求					口頭による 開示請求件 数
	処 理 状 況				合 計	
	開示	部分開示	不開示	取下げ等		
市長	15	18	0	8	41	115
公 営 企 業 管 理 者	0	0	0	0	0	0
消 防 長	3	1	0	0	4	0
教 育 委 員 会	1	2	0	1	4	1,175
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0
公 平 委 員 会	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0
計	19	21	0	9	49	1,290

※取下げ等は、不存在及び年度末時点で処理中のものを含まます。

(平成27年12月28日揭示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第11号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年12月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市文書取扱規程の一部を改正する訓令

奈良市文書取扱規程（昭和23年奈良市訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

第22条を次のように改める。

（文書番号の更改）

第22条 収受及び施行の各種文書に付する一連番号は、会計年度（暦年によることが適当であると総務課長が認めるものにあつては、暦年）によつて改める。

2 前項の規定にかかわらず、第20条第 1 項に規定する文書に付する一連番号は、暦年によつて改める。

別記第 5 号様式の（表）を次のように改める。

第5号様式（第11条関係）

(表)

		決裁区分			
保 存 区 分	☐ 永久 ☐ 10年 ☐ 5年 ☐ 3年		文書番号	第 号	
第1ガイド			施 行	年 月 日	
第2ガイド			決 裁	年 月 日	
個別ホルダー			起 案	年 月 日	
開 示 区 分	☐ 開示 ☐ 部分開示 ☐ 不開示		先 方 の 文 書	年 月 日 第 号	
不開示区分	情報公開条例第7条第()号				
特定個人情報 (個人番号)	無 ・ 有 (取扱注意)				
宛 先			発信者名 ☐ 市長 ☐ 副市長 ☐ 部長 ☐ 課長 ☐ 市 ☐ 部 ☐ 課		
件 名					
上記のことについて 別紙 のように してよろしいか。 裏面 します。					
決 裁 欄	市 長	副市長	部長・次長・参事	課長・主幹	課長補佐・主査
	係長・主任	課 内		起案者 課 氏名..... ④ 連絡先 ()	
合 議					
施行上の取扱い 至急、秘密、重要、市長署名、例規、公報登載、しみんだより掲載、公印省略、 郵便（普通・書留・速達・内容証明・配達証明）、LGWAN 文書、ファクシミリ、 電子メール、その他 ()				文書審査	公印審査

奈良市起案用紙

附 則
(施行期日)

- 1 この訓令中第22条の改正規定は平成28年1月1日から、別記第5号様式の改正規定は同年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成28年1月1日から同年3月31日までの間における収受及び施行の各種文書(第20条第1項に規定する文書を除く。)に付する一連番号については、前年の一連番号に引き続き付するものとする。
(平成27年12月24日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成27年12月25日

奈良市監査委員 中 村 勝三郎
同 中 本 勝
同 横 井 雄 一
同 山 口 裕 司
奈 監 第 65 号
平成27年12月25日

奈 良 市 長 仲 川 元 庸 様
奈良市議会議長 浅 川 仁 様
奈良市教育委員会委員長 杉 江 雅 彦 様

奈良市監査委員 中 村 勝三郎
同 中 本 勝
同 横 井 雄 一
同 山 口 裕 司

定期監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

- 1 監査対象
- 市民生活部 市民課 生活環境課 新斎苑建設推進課
西部出張所 総務課 住民課
市民活動部 人権政策課
人権文化センター(北 中 東 南)
男女共同参画課
- (教育委員会)
- 教育総務部 教育総務課 生涯学習課
高等学校 一条
中学校 春日 二名 平城 都祁
小学校 済美 大安寺 平城 平城西 左京
並松 吐山 六郷
幼稚園 済美 大安寺 平城 平城西
こども園 左京
学校教育部 学校教育課 保健給食課 地域教育課
(消防局)

総務課

災害対策室 予防課
情報救急室 救急課

- 2 監査期間
平成27年10月21日～同年12月25日

- 3 監査方法
平成27年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成27年9月末日現在の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施した。

- 4 監査結果
監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

市民生活部

市民課

- (1) 実査した郵便葉書と切手類受払簿とを照合したところ、切手類受払簿に記録されている郵便葉書の残枚数より実査した郵便葉書の枚数の方が多かった。また、毎月、所属長の残高等の確認の決裁も受けていなかった。郵便切手や郵便葉書は、金銭等価物であるので、適宜、管理を正確に行った上で、毎月、郵便葉書の残枚数も確認し、所属長の決裁を受けられたい。

- (2) 職員が市外出張したにもかかわらず、旅費を支給していない事例があった。職員等の旅費に関する条例に則り、適正な事務処理を行われたい。

市民活動部

人権政策課

配電用支持物及び電気通信線路設備の設置に対し、行政財産の目的外使用を許可する場合の使用料については、奈良市行政財産使用料条例第4条第2項の規定により、奈良市道路占用料に関する条例別表の規定を準用することとされている。しかしながら、国道での占用料の取扱いを定めた「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について」の一部改正通知に従い、支柱及び支線の使用料を免除する取扱いを行った事例が2件、また、1件の使用許可に係る年度ごとの使用料の額が100円に満たない場合の使用料の額を100円として徴収した事例が1件あった。奈良市行政財産使用料条例に則り、適正な事務処理を行われたい。

中人権文化センター

管理している公用車(業務用車1台)の運転報告書については、奈良市公用車管理規則第18条の規定により、毎日、運転報告書(別記第7号様式)を作成し、翌日の使用時までには公用車管理者(中人権文

化センター所長が該当)に提出することになっているにもかかわらず、独自様式の公用車運転日報が作成されており、また、給油量の記載漏れがあり、公用車管理者への提出も行われていなかった。奈良市公用車管理規則第18条の規定に則り、適正な事務処理を行われたい。

南人権文化センター

管理している公用車(業務用車1台)の運転報告書については、奈良市公用車管理規則第18条の規定により、毎日、運転報告書(別記第7号様式)を作成し、翌日の使用時までには公用車管理者(南人権文化センター所長が該当)に提出することになっているにもかかわらず、独自様式の公用車運転日報が作成されており、また、公用車管理者の決裁が月ごとに行われていた。奈良市公用車管理規則第18条の規定に則り、適正な事務処理を行われたい。

男女共同参画課

開催された5つの講座で、受講者から受講料を徴収し、領収書を発行しているが、当該領収書は、複写様式のものではなく、連番も付されていない。公金の適正管理の観点から、正副の複写様式のもので、連番が付された領収書を使用されたい。

(教育委員会)

教育総務部

生涯学習課

西部公民館の使用について、次のような使用を承認し、使用料を徴収している事例が見受けられた。奈良市公民館条例に則り、適正な事務処理を行われたい。

- (1) 奈良市公民館条例別表に定める使用料の使用時間区分と異なった取扱いを、奈良市公民館運営要綱に定め、同要綱第2条第3項の規定に基づき、体育室の使用に際し、2つの団体に同一使用時間区分を時間按分して使用料を徴収していた。
- (2) 2つの団体に体育室の部分使用を承認し、使用料を徴収しているが、奈良市公民館条例別表に定める金額を徴収せず、実際に使用する面積で按分した使用料を徴収していた。

左京こども園

遠足の下見として職員6人が大阪市内へ市外出張したにもかかわらず、そのうちの2人には旅費を支給していなかった。職員等の旅費に関する条例に則

り、適正な事務処理を行われたい。

学校教育部

学校教育課

「近畿中学校総合体育大会派遣補助金」の補助対象経費であるバスケットボールの交通費については、当該競技日程(大和郡山市開催分)が1日だけであるにもかかわらず、2日間として算出され、当該補助金の交付決定金額としていた。適正な事務処理を行われたい。

保健給食課

平成26年度の学校給食費の収入未済額が、平成27年度に滞納繰越分の調定として起票されていなかった。奈良市会計規則第21条第3項の規定に則り、適正な事務処理を行われたい。

地域教育課

バンビーホームの児童育成料及び学習プログラム受講料について、納期限までに納入が無かった者に対して督促状を発送しているが、督促により指定すべき期限を当該督促の翌日から起算して15日を超えて設定している事例があった。奈良市債権管理条例施行規則第3条第2項の規定に則り、適正な事務処理を行われたい。

(消防局)

総務課

消防団員貸与被服として物品供給契約を締結した現場活動用雨衣について、支出負担行為伺書の現品確認日欄及び検収日欄に契約書で定められた納入期限日と同日の日付が記入され、確認印が押印されていたが、納入期限日後に一部が納入されているのみであった。適正な事務処理を行われたい。

(平成27年12月25日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第99号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成27年12月22日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
F S 設備	代表者 船津 政春	大阪府堺市中区深阪4-8-64	平成27年12月21日

(平成27年12月22日揭示済)

奈良市企業局管理規程第15号

奈良市企業局文書取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年12月25日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

奈良市企業局文書取扱規程の一部を改正する規程
奈良市企業局文書取扱規程(平成2年奈良市水道局管理

規程第 9 号) の一部を次のように改正する。

第23条を次のように改める。

(文書番号の更改)

第23条 収受及び施行の各種文書に付する一連番号は、会計年度（暦年によることが適当であると総務課長が認めるものにあつては、暦年）によって改める。

2 前項の規定にかかわらず、条例、規則、管理規程、告示、訓令等公示を要する文書に付する一連番号は、暦年によって改める。

別記第 5 号様式を次のように改める。

(表)

		決裁区分			
保 存 区 分		□永久 □10年 □5年 □3年		文書番号	
係 名				奈 企 第 号	
綴 名				年 月 日	
開 示 区 分		□開示 □部分開示 □不開示		決 裁	
不 開 示 区 分		情報公開条例第7条第()号		年 月 日	
特定個人情報 (個人番号)		無 ・ 有 (取扱注意)		起 案	
宛 先		発信者名		年 月 日	
		□管理者(局長)		第 号	
		□部長			
		□課長・室長			
		□局			
		□			
件 名					

別紙 としてよろしいか。 上記のことについて のように 裏面 します。					
決 裁 欄	管理者(局長)	部長・次長・参事	課長・室長・主幹	補佐・主査	
	係長・主任	課 内	起案者 部 課		
合 議		氏名 _____ 印			
		連絡先 ()			
施行上の取扱い				文書審査	公印審査
至急、秘密、重要、例規、公報登載、しみんだより掲載、公印省略、 郵便(普通・書留・速達・内容証明・配達証明)、LGWAN文書、ファクシミリ、 電子メール、その他()					

[illegible]

附 則
(施行期日)

- 1 この規程中第23条の改正規定は平成28年1月1日から、別記第5号様式の改正規定は同年4月1日から施行する。(経過措置)
- 2 平成28年1月1日から同年3月31日までの間における収受及び施行の各種文書(条例、規則、管理規程、告示、訓令等公示を要する文書を除く。)に付する一連番号については、前年の一連番号に引き続き付するものとする。(平成27年12月25日揭示済)

奈良市企業局告示第100号

平成28年度奈良市企業局建設工事等入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

平成27年12月25日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

平成28年度奈良市企業局建設工事等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、平成28・29年度(平成28年度)において、奈良市企業局が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等の競争入札に参加する者に必要な資格及び申請方法を定めたので、競争入札に参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書を提出してください。

市内業者(市内に建設業法(昭和24年法律第100号)等に基づく本店を有する者)及び準市内業者(市内に建設業法等に基づく支店等を有する者)については、今回は基準年受付となり、平成28・29年度の2年間の有効期間となります。なお、市外業者(市内に建設業法等に基づく本店及び支店等を有しない者)については、追加年受付となり、平成28年度のみ有効期間となります。対象は、新規に申請される方及び平成27年2月に申請されなかった方です。

1 入札参加者の資格

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で、復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成26・27年度分の市・県民税(法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成27年度分が確定していない場合は、平成25・26年度分)及び固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 平成26・27年度分の国民健康保険料の滞納がないこと。
- (4) 平成26年4月～平成27年9月分の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
- (5) 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入有無欄において、「有」又は「除外」と表示されている者。
- (6) 次のいずれにも該当しないもの

ア 役員等(法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所(常時建設工事等の契約に関する業務を行

う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員という。以下同じ。)である者

イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 受付期間

平成28年2月15日(月)から平成28年2月29日(月)まで(土・日曜日を除く。)

※郵送分については、平成28年2月1日(月)から受付します。

3 受付時間

午前9時30分～正午、午後1時30分～午後4時

4 受付場所

奈良市役所庁舎北棟6階 第18会議室
〈問い合わせ先〉奈良市企業局経営部総務課
入札検査室入札係
電話番号 0742-34-5200(代表)

5 申請方法

- (1) 市内業者は持参受付に限り、後日、入札参加資格審査結果通知書を郵送しますので、82円切手を貼り付けた返信用封筒に連絡先・担当者名を明記のうえお持ちください。
- (2) 準市内業者及び市外業者は、郵送での申請をしてください。郵送受付は平成28年2月29日(月)までの消印有効とします。後日、入札参加資格審査申請書受付票及び入札参加資格審査結果通知書を郵送しますので、82円切手を貼り付けた返信用封筒に連絡先・担当者名を明記のうえ、2通同封してください。(2通それぞれに切手が必要です。)

6 郵送先

〒630-8001
奈良市法華寺町264番地1
奈良市企業局経営部総務課入札検査室入札係

7 登録有効期間

- (1) 市内業者・準市内業者 2年間(平成28・29年度)
- (2) 市外業者 1年間(平成28年度)

8 有資格者の決定

資格審査の結果、その内容が適正であると認めたものを有資格者と決定します。

9 その他留意事項

- (1) 申請書の添付書類が不足している場合及び記載内容が確認できない場合には受付しません。十分精査のうえ、期日までに提出してください。
- (2) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日判明したときは、事実確認を行ったうえ、入札参加資格を取り消す場合があります。
- (3) 各証明書及び謄本は、発行日から3か月以内のものを提出してください。
- (4) 関係書類提出後において、該当書類に変更が生じた場合は、その都度、経営部総務課入札検査室に変更届を提出してください。
- (5) 提出書類は、ひととじ又はファイルとじにして提出してください。(項目ごとにインデックスを貼付・番号を記載)
- (6) 提出いただいた入札参加資格審査申請書内容は、奈良市情報公開条例に基づく非開示部分を除き公開します。
- (7) 提出書類以外にも、必要に応じて審査に必要な書類を提出していただく場合があります。

10 提出書類

次の各業者区分に応じ、必要な書類を提出してください。

(1) 建設業者

建設業法第3条第1項に規定する建設業者で、かつ、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(平成26年10月1日から平成27年9月30日までの間に審査基準日を有するもの)を受けている者

<市内業者> (市内に建設業法に基づく本店を有する者)

- ① 建設工事入札参加資格審査申請書(奈良市企業局の様式)
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)(平成26年10月1日から平成27年9月30日までの間に審査基準日を有するもの)
- ③ 従業員名簿(第5号様式)
- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿(写し)
- ⑤ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書(2年分)(写し)
- ⑥ 建設業許可申請書のうち、様式第七号〔経営業務の管理責任者証明書〕(写し)
- ⑦ 建設業許可申請書のうち、様式第八号(1)又は(2)〔専任技術者証明書(新規・変更)又は(更新)〕(写し)
- ⑧ 建設業許可通知書又は証明書(写し)
- ⑨ 印鑑証明書(原本)(法人・個人とも発行日から3か月以内のもの)

- ⑩ 商業登記履歴事項全部証明書(写し)(法人のみ)
- ⑪ 納税証明書(写し)

- ・法人 平成26・27年度分の法人市民税(ただし、入札参加資格審査申請時において平成27年度分が確定していない場合は、平成25・26年度分)及び固定資産税に係るもの
- ・個人 平成26・27年度分の市・県民税及び固定資産税に係るもの

- ⑫ 国民健康保険料納付証明書(写し)(個人業者のみで平成26・27年度分に係るもの)
- ⑬ 水道料金・下水道使用料納付証明書(写し)(該当者のみで平成26年4月～平成27年9月分に係るもの)
- ⑭ 障害者雇用状況報告書(写し)(法律により提出が義務付けられているとき)
- ⑮ 労働保険料納付済証明書(雇用・労災)(写し)(労働局等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可)

⑯ 調査票

⑰ 誓約書

⑱ 入札参加資格審査申請書受付票

※ 官公需適格組合(事業協同組合の場合)については、上記のほか、官公需適格組合の証明を受けていることを明らかにする書面、組合員名簿(組合員の商号又は名称、住所、電話番号及び組合における役職名が記載されているもの)及び審査対象とする組合員の②に掲げる書面を提出してください。

<準市内業者>

(市内に建設業法に基づく支店等を有する者)

- ① 入札参加資格審査申請書(第2号様式(奈良市企業局の様式))又は一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(国土交通省(地方整備局等)様式)
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)(平成26年10月1日から平成27年9月30日までの間に審査基準日を有するもの)
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿(写し)
- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書(2年分)(写し)
- ⑤ 営業所一覧表
- ⑥ 建設業許可通知書又は証明書及び建設業許可申請書の別表又は別紙2(1)、2(2)(写し)[営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分]
- ⑦ 委任状(原本)(営業所等に権限を委任する場合に限る。)
- ⑧ 印鑑証明書(原本)(法人・個人とも発行日から3か月以内のもの)
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書(写し)(法人のみ)
- ⑩ 納税証明書(写し)

- ・法人 平成26・27年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成27年度分が確定していない場合は、平成25・26年度分）及び固定資産税に係るもの
- ・個人 平成26・27年度分の市・県民税及び固定資産税に係るもの

- ⑪ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（該当者のみで平成26年4月～平成27年9月分に係るもの）
- ⑫ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
- ⑬ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可）
- ⑭ 調査票
- ⑮ 誓約書
- ⑯ 入札参加資格審査申請書受付票

＜市外業者＞

（市内に建設業法に基づく本店及び支店等を有しない者）

- ① 入札参加資格審査申請書（第2号様式（奈良市企業局の様式））又は一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（国土交通省（地方整備局等）様式）
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（平成26年10月1日から平成27年9月30日までの間に審査基準日を有するもの）
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書（2年分）（写し）
- ⑤ 営業所一覧表
- ⑥ 建設業許可通知書又は証明書及び建設業許可申請書の別表又は別紙2(1)、2(2)（写し）〔営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分〕
- ⑦ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る。）
- ⑧ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3か月以内のもの）
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
- ⑩ 法人税（個人業者の場合は所得税）に係る納税証明書（写し）
（e-tax電子納税証明書可。CDで提出）
 - ・法人 （その3）又は（その3の3）様式
 - ・個人 （その3）又は（その3の2）様式
- ⑪ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
- ⑫ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可）
- ⑬ 調査票

- ⑭ 誓約書
 - ⑮ 入札参加資格審査申請書受付票
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）で確認してください。

(2) 測量・建設コンサルタント等

- 1 建設コンサルタント業者（建設コンサルタント登録規程による登録業者）
- 2 測量業者（測量法（昭和24年法律第188号）による登録業者）
- 3 建築設計業者（建築士法（昭和25年法律第202号）による登録業者）
- 4 地質調査業者（地質調査業者登録規程による登録業者）
- 5 補償コンサルタント業者（補償コンサルタント登録規程による登録業者）
- 6 その他（1～5以外で調査業務等について営業する者）

＜市内業者・準市内業者・市外業者共通＞

- ① 入札参加資格審査申請書（第3号様式の1・第3号様式の2（奈良市企業局の様式））又は一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（国土交通省（地方整備局等）様式）
- ② 業態調書（業態調書に記載のない業務については、余白に記入してください。）
- ③ 技術職員名簿
- ④ 営業に関し、法律上必要とする登録の証明書（写し）
- ⑤ 財務諸表（直近1年度分）
なお、建設コンサルタント業者、地質調査業者及び補償コンサルタント業者にあっては、現況報告書を必ず提出すること。
- ⑥ 営業所一覧表
- ⑦ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る）
- ⑧ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3か月以内のもの）
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
- ⑩ 納税証明書（写し）
 - ・市内業者及び準市内業者
法人 平成26・27年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成27年度分が確定していない場合は、平成25・26年度分）及び固定資産税に係るもの
個人 平成26・27年度分の市・県民税及び固定資産税に係るもの
 - ・市外業者
法人税（個人業者の場合は所得税）に係る納税証

明書（写し）

（e-tax電子納税証明書可。CDで提出）

法人 （その3）又は（その3の3）様式

個人 （その3）又は（その3の2）様式

⑪ 国民健康保険料納付証明書（写し）（市内個人業者のみで平成26・27年度分に係るもの）

⑫ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（該当者のみで平成26年4月～平成27年9月分に係るもの）（市内及び準市内業者のみ）

⑬ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）

⑭ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可）

⑮ 調査票

⑯ 誓約書

⑰ 入札参加資格審査申請書受付票

※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）で確認してください。

（平成27年12月25日揭示済）

奈良市企業局告示第101号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成27年12月28日から2週間、奈良市企業局下水道部下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。
平成27年12月28日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成28年1月12日

2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市学園大和町一丁目、宝来町、七条一丁目、肘塚町及び右京四丁目の各一部

2-2 公共汚水処理施設設置申請のうち、供用を開始する箇所
奈良市大和田町1917番10、中山町西三丁目362番3、
正田町三丁目548番9、548番56、548番57、西大寺芝町二丁目2071番8、西大寺芝町二丁目2071番10、白毫寺町43番、1054番、東九条町441番4、高樋町1227番3

3 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点	備考
袖川幹線-50	奈良市学園大和町一丁目1442番2	奈良市学園大和町一丁目1542番69	①
あやめ池南幹線-505	奈良市宝来町1312番1	奈良市宝来町1314番15	②
七条幹線-104	奈良市七条一丁目460番21	奈良市七条一丁目460番1	③
七条幹線-105	奈良市七条一丁目460番21	奈良市七条一丁目442番1	④
紀寺幹線-46	奈良市肘塚町173番2	奈良市肘塚町173番1	⑤
平城第1幹線-3	奈良市右京四丁目25番	奈良市右京四丁目11番3	⑥
平城第1幹線-4	奈良市右京四丁目11番3	奈良市右京四丁目11番3	⑥

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山形額田部南町160番地 奈良県浄化センター
（平成27年12月28日揭示済）

消 防

奈良市消防局長訓令甲第3号

全 職 員

奈良市消防文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年12月25日

奈良市消防局長 酒 井 孝 師

奈良市消防文書規程の一部を改正する訓令

奈良市消防文書規程（昭和42年消防長訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（帳簿の使用期間）

第6条 帳簿の使用期間は1年とし、会計年度によつて改める。ただし、必要により累年使用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、条例、規則、告示、訓令等公示を要する文書に関する帳簿は、暦年によつて改める。別記第11号様式の（表）を次のように改める。

第11号様式

(表)

		決裁区分				
保存区分	□永久 □10年 □5年 □3年 □1年		文書番号	第 号		
第1ガイド			施行	年 月 日		
第2ガイド			決裁	年 月 日		
個別ホルダー			起案	年 月 日		
開示区分	□開示 □部分開示 □不開示		先方の 文書	年 月 日		
不開示区分	情報公開条例第7条第()号			第 号		
特定個人情報 (個人番号)	無 ・ 有 (取扱注意)					
宛先			発信者名 □消防局長 □課長 □署長			
件名						
上記のことについて 別紙 のように してよろしいか。 裏面 します。						
決 裁 欄	消防局長	副局長・消防危機 統制監	参事・室長	課長・署長	主幹・副署長	補佐・主査
	主 任		課 内・署 内		起案者 課・署 氏名 ㊟ 連絡先 ()	
合 議						
施行上の取扱区分				総務課長	文書審査	公印審査
重要、親展、例規、公報掲載、しみんだより掲載、 その他 ()						

奈良市消防局起案用紙

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令中第6条の改正規定は平成28年1月1日から、別記第11号様式の改正規定は同年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成28年1月1日から同年3月31日までの間における各種帳簿(この訓令による改正後の奈良市消防文書規程(以下「新規程」という。)第6条第2項に規定する帳簿を除く。)の使用については、新規程第6条第1項の規定にかかわらず、前年の帳簿を引き続き使用するものとする。

(平成27年12月25日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市児童生徒就学援助費支給規則をここに公布する。
平成27年12月25日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

奈良市教育委員会規則第21号

奈良市児童生徒就学援助費支給規則

(目的)

- 第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学援助費(以下「援助費」という。)を支給することにより、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

(支給対象者)

- 第2条 援助費の支給を受けることができる者は、児童生徒(学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、本市に住所を有する者をいう。以下同じ。)の保護者(学校教育法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)で、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 別に定める基準により要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者

- 2 前項の規定にかかわらず、市立の小学校又は中学校に在籍する児童生徒の保護者は、当該児童生徒が本市に住所を有しないときも、当該児童生徒が住所を有する市町村の教育委員会との協議の上、援助費の支給を受けることができる。

(支給費目)

- 第3条 援助費の支給は、次に掲げる支給費目について、別に定める基準に従い行う。ただし、生活保護法第13条の教育扶助としてこれに相当する支給を受けた場合は、支給しない。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費
- (3) 新入学児童生徒学用品費

(4) 校外活動費

(5) 修学旅行費

(6) 学校給食費

(7) 医療費(学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に規定する疾病の治療に要する医療費に限る。)

(支給額)

第4条 前条の支給費目に係る支給額は、毎年度国が定める特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱に基づく要保護児童生徒援助費補助金予算単価を上限として、予算の範囲内において教育委員会が定めるものとする。

(申請)

第5条 援助費の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める就学援助費受給申請書(以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、当該児童生徒が在籍する市立の小学校又は中学校の学校長(以下「学校長」という。)を経由して、又は直接教育委員会に提出しなければならない。ただし、現に生活保護法第13条の教育扶助を受けている者については、この限りでない。

- (1) 同一生計世帯員全員分の住民登録住所が確認できる書類
- (2) 同一生計世帯員全員分の課税証明書又は非課税証明書
- (3) その他教育委員会が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同項各号の書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

3 第1項の申請は、年度ごとに教育委員会が指定する期日までにしなければならない。ただし、転入その他特別な理由により当該期日までに申請することができない場合は、同日後においてもその都度申請することができるものとする。

(認定)

第6条 教育委員会は、申請書を受理したときは、当該申請について審査し、援助費の支給の認定の可否を決定する。この場合において、教育委員会は、学校長の意見等を徴することができる。

2 教育委員会は、前項の規定により認定の可否を決定したときは、別に定める通知書により申請者及び学校長に通知するものとする。

(支給方法)

第7条 援助費の支給は、保護者が指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により行う。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1号から第5号までに掲げる援助費は、前条第1項の規定により援助費の支給の認定を受けた者(以下「被認定者」という。)のうち市立の小学校又は中学校に在籍する児童生徒の保護者がこれらの請求、受領及び返納に関する一切の権限を学校長に委任したときは、学校長を経て支給することができる。

できる。

- 3 前2項の規定にかかわらず、全ての援助費は、被認定者が学校徴収金（教材費、校外活動費その他の学校教育活動に要する経費であって、学校において直接保護者から徴収する経費をいう。）を納付していないときは、学校長を経て支給する方法その他教育委員会が適当と認める方法により支給することができる。

（領収書）

- 第8条 学校長は、前条第2項又は第3項の規定により学校長を経て援助費を当該被認定者に支給したときは、当該被認定者から領収書を徴するものとする。

（支給対象期間）

- 第9条 被認定者は、教育委員会が定める期間における、第3条の支給費目に係る援助費の支給を受けることができる。

（変更等の届出）

- 第10条 被認定者は、援助費の受給を辞退しようとするとき、又は申請の内容に変更が生じたときは、別に定める届出書により教育委員会又は学校長に届け出なければならない。

（認定の取消等）

- 第11条 教育委員会は、被認定者が次の各号のいずれかに該当したときは、その認定を取り消すものとする。

- (1) 援助費の受給の辞退を届け出たとき。
- (2) 第2条に規定する対象者に該当しなくなったとき。
- (3) 偽りその他の不正な手段により援助費の支給を受けたとき。
- (4) 援助費の支給を停止することが適当であると認められるとき。

- 2 前項第3号に該当する場合は、教育委員会は既に支給した援助費の全部又は一部を返還させることができる。（その他）

- 第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（平成27年12月25日揭示済）

奈良市特別支援教育就学奨励費支給規則をここに公布する。

平成27年12月25日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

奈良市教育委員会規則第22号

奈良市特別支援教育就学奨励費支給規則

（目的）

- 第1条 この規則は、小学校若しくは中学校の特別支援学級（学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項に規定する特別支援学級をいう。以下同じ。）に在籍する児童生徒の保護者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定による障害に応じた特別

の指導を受ける者のための教育課程（以下「通級指導教室」という。）に該当する児童生徒の保護者に対し、特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）を支給することにより、経済的な負担を軽減し、もって教育の機会均等を図ることを目的とする。

（支給対象者）

- 第2条 就学奨励費の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、市立の小学校若しくは中学校の特別支援学級又は通級指導教室に在籍する児童生徒の保護者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、支給対象者とししない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の教育扶助を受けている者
- (2) 奈良市児童生徒就学援助費支給規則（平成27年奈良市教育委員会規則第21号）に基づき、就学援助費の支給を受けている者

（支給区分）

- 第3条 支給対象者は、その経済的な負担能力の程度に応じて、次に掲げるものに区分する。

- (1) 収入額（特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条第1号に規定する収入額をいう。次号において同じ。）が需要額（同条第1号に規定する需要額をいう。次号において同じ。）の2.5倍未満の者
- (2) 収入額が需要額の2.5倍以上の者

（支給費目）

- 第4条 就学奨励費の支給費目は、別表のとおりとする。

（支給額）

- 第5条 就学奨励費の支給額は、前条の支給費目ごとに、毎年度国が定める特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱に基づく特別支援教育就学奨励費補助金国庫補助対象額を上限として、予算の範囲内において教育委員会が定めるものとする。

（申請）

- 第6条 就学奨励費を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める特別支援教育就学奨励費に係る調査（以下「調書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、当該児童生徒が在籍する小学校又は中学校の学校長（以下「学校長」という。）を経由して、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 同一生計世帯員全員分の住民登録住所が確認できる書類
- (2) 同一生計世帯員全員分の前年の収入又は所得を明らかにする書類
- (3) その他教育委員会が必要と認める書類

- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号の書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

- 3 第1項の申請は、年度ごとに教育委員会が指定する期日までにしなければならない。ただし、転入その他特別

な理由により当該期日までに申請することができない場合は、同日後においてもその都度申請することができるものとする。

(支給区分の決定)

第7条 教育委員会は、調書を受理したときは、これを審査した上で第3条に規定する支給区分を決定する。この場合において、教育委員会は、学校長の意見等を徴することができる。

2 教育委員会は、前項の規定により支給区分を決定したときは、別に定める通知書により申請者及び学校長に通知するものとする。

(支給方法)

第8条 就学奨励費の支給は、保護者が指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により行う。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、これ以外の方法により行うことができる。

(支給対象期間)

第9条 第7条第1項の規定により就学奨励費の支給区分の決定を受けた者（以下「被認定者」という。）は、当該年度の4月1日から3月31日までの間（学用品等購入費及び新入学児童生徒学用品等購入費にあっては、教育

別表（第4条関係）

委員会が定める期間）にあった第4条の支給費目に係る出費について、就学奨励費の支給を受けることができる。

2 第6条第3項ただし書の規定による申請があったときは、当該申請のあった日の属する月の初日から支給するものとし、支給対象者に該当しなくなったとき、又は被認定者が支給を辞退したときは、当該月の末日まで支給するものとする。

(変更等の届出)

第10条 被認定者は、就学奨励費の受給を辞退しようとするとき、又は申請の内容に変更が生じたときは、別に定める届出書により教育委員会又は学校長に届け出なければならない。

(就学援助費の返還)

第11条 教育委員会は、偽りその他の不正な手段により就学奨励費の支給を受けた者に対し、既に支給した就学奨励費の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

支給費目	内容
1 学用品等購入費	児童生徒が通常必要とする学用品及び児童生徒（第1学年の者を除く。）が通学のため通常必要とする通学用品（通学用靴、雨傘、雨靴、帽子等）の購入費
2 新入学児童生徒学用品等購入費	新たに入学する児童生徒（被認定者となった保護者の児童生徒に限る。）が、入学に当たって通常必要とする学用品及び通学用品（ランドセル、カバン、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等）の購入費
3 校外活動等参加費	ア 児童生徒が学校行事として実施される宿泊を伴わない校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる活動（修学旅行を除く。）をいう。以下同じ。）に参加するために要する経費のうち、直接必要な交通費及び見学科 イ 児童生徒が学校行事として実施される宿泊を伴う校外活動に参加するために要する経費のうち、直接必要な交通費、宿泊費及び見学科（学年を通じて1回に限る。）
4 修学旅行費	児童生徒が参加する修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学科、記念写真代、医薬品代、旅行障害保険料、旅行業務取扱料金、添乗員経費、しおり代、通信費及び荷物輸送料（小学校及び中学校在籍期間を通じてそれぞれ1回に限る。）
5 学校給食費	学校給食を実施している小学校又は中学校に在籍する児童生徒の学校給食に要する費用の実費
6 通学費	児童生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費（その者が通学に利用する交通機関の旅客運賃に限る。）

備考

第3条第2号に該当する者及び通級指導教室に在籍する児童生徒の保護者については、通学費のみを支給する。

(平成27年12月25日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。